

栃木市・岩舟町

新市まちづくり計画（素案）

（合併市町村基本計画）

（H24.9.11）

栃木市・岩舟町合併協議会

目 次

◆第1章 序論

1 合併の背景と必要性	1
2 合併の効果	3
3 新市まちづくり計画策定の方針	4
4 新市まちづくり計画の位置づけ	5
5 両市町に關係する既存計画	5

◆第2章 新市の姿

1 新市の概況	6
2 新市の基本指標	10
3 産業	15
4 行財政の状況	20
5 新市の主要指標と県内における位置づけ	22
6 新市の将来指標（人口・世帯数の見通し）	23

◆第3章 住民の意向

◆第4章 新市の基本方針

1 まちづくりの基本姿勢	30
2 将来都市像	31
3 まちづくりの基本方針	32
4 新市の都市構造の基本方針	35
5 新市のまちづくり体制（地域自治制度）	39

◆第5章 新市の施策

1 施策の体系	43
2 施策の展開	44

◆第6章 新市における栃木県事業の推進

1 栃木県の役割	63
2 新市における栃木県事業	63

◆第7章 公共施設の統合・整備

1 基本方針	65
2 施設整備・活用の方針	65
3 庁舎整備の方針	65

◆第8章 財政計画

1 財政計画の作成方法	66
2 歳入・歳出の推計の考え方	66
3 財政計画（推計）	68

◆用語解説

69

◆第1章 序論

1 合併の背景と必要性

栃木市・岩舟町の両市町は、古来東山道を通して人と物が行き交い、江戸時代には、日光例幣使街道を中心に交通網が発達し、歴史的、文化的な結びつきが深い地域として現在に至っています。

昭和の大合併以後は、旧大平町、旧藤岡町と岩舟町の3町は、「大岩藤」という名称で親しまれ、町発展のため相互に協力し合い、行政分野のみならず、多くの分野で連携を図ってきました。

また、平成に入ると、両市町を含む当時の2市7町1村が、ひとつの圏域として県南地方拠点都市地域、栃木・小山定住圏に位置づけられ、人口50万人の都市圏に発展することを目指して、産業、歴史・文化、スポーツ・レクリエーションの各分野で調和のとれた整備を進めるプロジェクトに参加するなど、共に歩んできた歴史があります。

そのほか両市町は、税務署、警察署、土木・農業・教育関係事務所などの国・県の行政機関が同一の管轄であり、医療分野では、同じ県南保健医療圏や栃木救急医療圏に属するなど、生活全般にわたり、一体となっていると言えます。

しかしながら、両市町においても、地方分権の進展に伴う行政の自己決定・自己責任が拡大される中、少子高齢化や日常生活圏の広域化に伴う行政サービスの多様化・高度化など、単独では対応が難しい課題が山積しており、平成23年3月の東日本大震災において改めて重要性が問われた危機管理及び防災の強化など、一層の広域的かつ専門的な取組が求められています。さらに、国・地方の財政状況は、危機的な状況にあり、現在の行政サービスを維持・向上していくことが困難になりつつあります。

このような課題を解決していくためには、行政組織や財政基盤の強化、職員の資質の向上などを推進できる合併の取組が必要となります。

（１）住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっています。また、水資源対策やごみ処理などの環境問題をはじめ、住民生活を取り巻く課題は、一つの自治体で解決することは困難な状況になっています。

これらに対応するために、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりが求められています。

（２）少子高齢社会への対応

行政サービスに対する住民ニーズは拡大するとともに多様化する一方、生産年齢人口の減少により保健・医療・福祉需要を全て充足するための財源の確保が大きな課題となり、今後はさらに深刻化することが懸念されます。

こうした状況に対応し、住民ニーズに応えるかたちで、安定的な行政サービスを提

供していくためには、人的・財政的な基盤を強化していくとともに、より一層の行財政の効率化が求められています。

（３）厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化が進展する中で、世界的な経済危機による影響が加わり、市町村、県、国を問わず、税収が減少し、より一層厳しい財政状況になっています。市町村は住民税をはじめとする自主財源の減少、国や県からの財政的支援が厳しくなる中、慢性的な財源不足に悩まされています。

こうした状況に対応するためには、より健全な財政運営を目指し効率化を進めるとともに、地域の特性を積極的に活用したまちづくりを展開し、国や県に依存することのない自立した行政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

（４）地方分権・地域主権改革への対応

地方分権・地域主権改革の推進は、これまで国や県が持っていた事務権限や財源を住民に最も身近な市町村に移譲していくものです。このことにより、地域特性を活かした独自の施策を打ち出すことや、よりきめ細やかな行政サービスを提供していくことが可能になり、一層個性あるまちづくりを推進することができます。一方で、今まで国や県が一律に行ってきた事務等を市町村自らの判断と責任で行うことになり、行政の力量によって、自治体間でサービスの質に差異が生まれてくることも想定されます。

事務権限の移譲などを着実にサービスの質の向上に繋げていくためには、特に政策形成や法務などの分野における職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりなど、地方分権・地域主権改革に対応した行財政基盤の構築が求められています。

2 合併の効果

(1) 新たなまちづくりの展開

- ・新市は、合併による相乗効果を発揮し、大きくなった住民パワー、強化された財政力、権限を十分に活用し、これまで取り組めなかった大規模な事業や、活かしきれなかった地域資源を活かしたまちづくりを展開することが期待できます。
- ・両市町ごとに取り組んでいた観光振興、地域ブランド、企業誘致などの分野においては、新市の誕生によるイメージアップ効果の活用に加え、資源のネットワーク化や情報の集約化により、新たな魅力を創出し、自治体間における市場価値を向上させることが期待されます。

(2) 広域的なまちづくりの促進

- ・行政区域の拡大により、住民の日常生活や民間の投資活動に即した広域的な観点から、道路、上下水道などの都市基盤の整備、各種公共施設の整備など重複投資を回避しつつ地域の状況を活かした計画的なまちづくりが可能になります。
- ・環境問題や水処理の問題、観光振興など、広域的な視点による調整、取組などを必要とする課題に関する施策を、新市として一体となることで、有効に展開することができます。

(3) 住民の利便性向上

- ・合併後も旧市町役場や支所を残すことにより、利用可能な行政サービスの窓口や公共施設が増加し、勤務先や買い物先の近くでも様々なサービスを受けることが可能となります。
- ・合併後は、スケールメリットにより生み出される財源、人材、施設を有効に活用し保健・医療・福祉などをはじめ様々な分野で、より高度で専門的なサービスの提供ができるようになります。

(4) 行財政の効率化

- ・両市町の行政組織を統合・再編し、特別職、議員、各種委員なども適正な定員を定めることにより、組織のスリム化が可能となります。また、合併を契機とした仕事の見直しが進むという点からも、行財政の効率化が図られます。
- ・重複した公共施設の統合や機能の再配置を行うなど、合併によるスケールメリットを発揮し、中長期的な経常経費の削減が可能になります。

3 新市まちづくり計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画（以下「本計画」という。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併後の新市の一体性の確立、均衡ある発展や住民福祉の向上などを図り、新市を円滑に運営していくために、新市のマスタープランとして策定するものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、10 箇年度について定めるものとします。

（平成26年度～35年度）

(4) 計画策定の指針

本計画の策定にあたっては、新市を一体的に捉え、将来を見据えた中長期的な視点に立つものとします。

また、公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼすことが無いよう十分に配慮し、地域間のバランス、財政事情などを考慮しながら計画に反映するものとします。

4 新市まちづくり計画の位置づけ

本計画は、両市町の最上位計画の理念を前提とし、現況の再整理や合併の効果を踏まえ策定するものです。

合併後の新市では、本計画に基づいてまちづくりを進めていくことが必要となります。

また、本計画は、住民に対して合併後の新市のまちづくりの方向性を示す役割を持ちます。

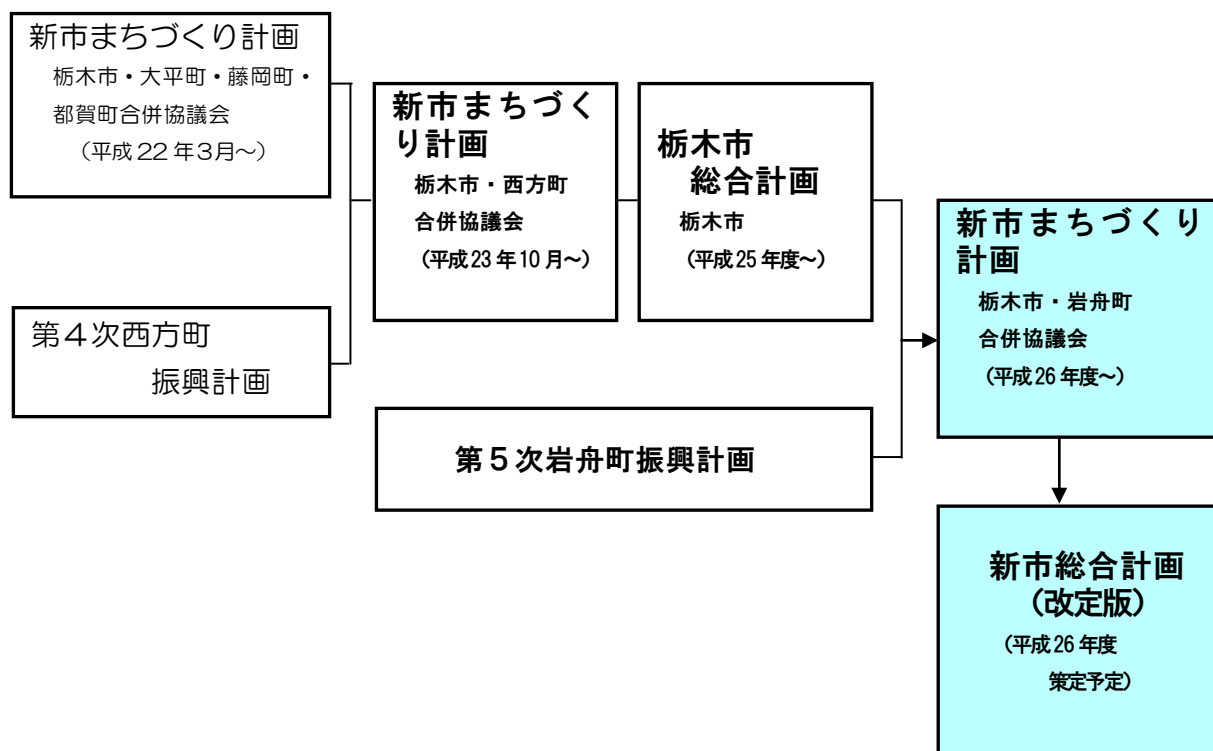
5 両市町に関係する既存計画

栃木市は、これまで平成の合併を2回経ています。下記の「計画策定までのイメージ図」のとおり、構成市町の総合計画のそれぞれの将来像、基本目標などを元に、合併に併せ「新市まちづくり計画」が策定されました。その計画を基本に「栃木市総合計画」（平成25年度～）が平成24年度中に策定されることとなります。

したがって、これまでの「新市まちづくり計画」との整合性を図りながら、「栃木市総合計画」（平成25年度～）の内容および岩舟町の「第5次振興計画」の中から今回の合併に伴い必要となる事項を加味し、新たに「栃木市・岩舟町新市まちづくり計画」を策定いたします。

本計画は、両市町のまちづくりの方向等を基本としながら、新市の発展の方向性を示していきます。

【計画策定までのイメージ図】



◆第2章 新市の姿

1 新市の概況

(1) 新市の位置と地勢

新市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にあります。

南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.57k㎡で、壬生町、小山市、佐野市、鹿沼市などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、新市の西に三轟山と岩船山があり、中央には太平山を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約登録地である渡良瀬遊水地など、県南のシンボリックな自然景観を有しています。さらには、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川、三杉川などの多くの豊かな河川が新市域を流れています。また、北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

新市においては、豊かな自然環境を活かした観光振興や農産物などを活用した地域ブランドの活性化によるまちづくりの推進が期待できます。

(2) 交通

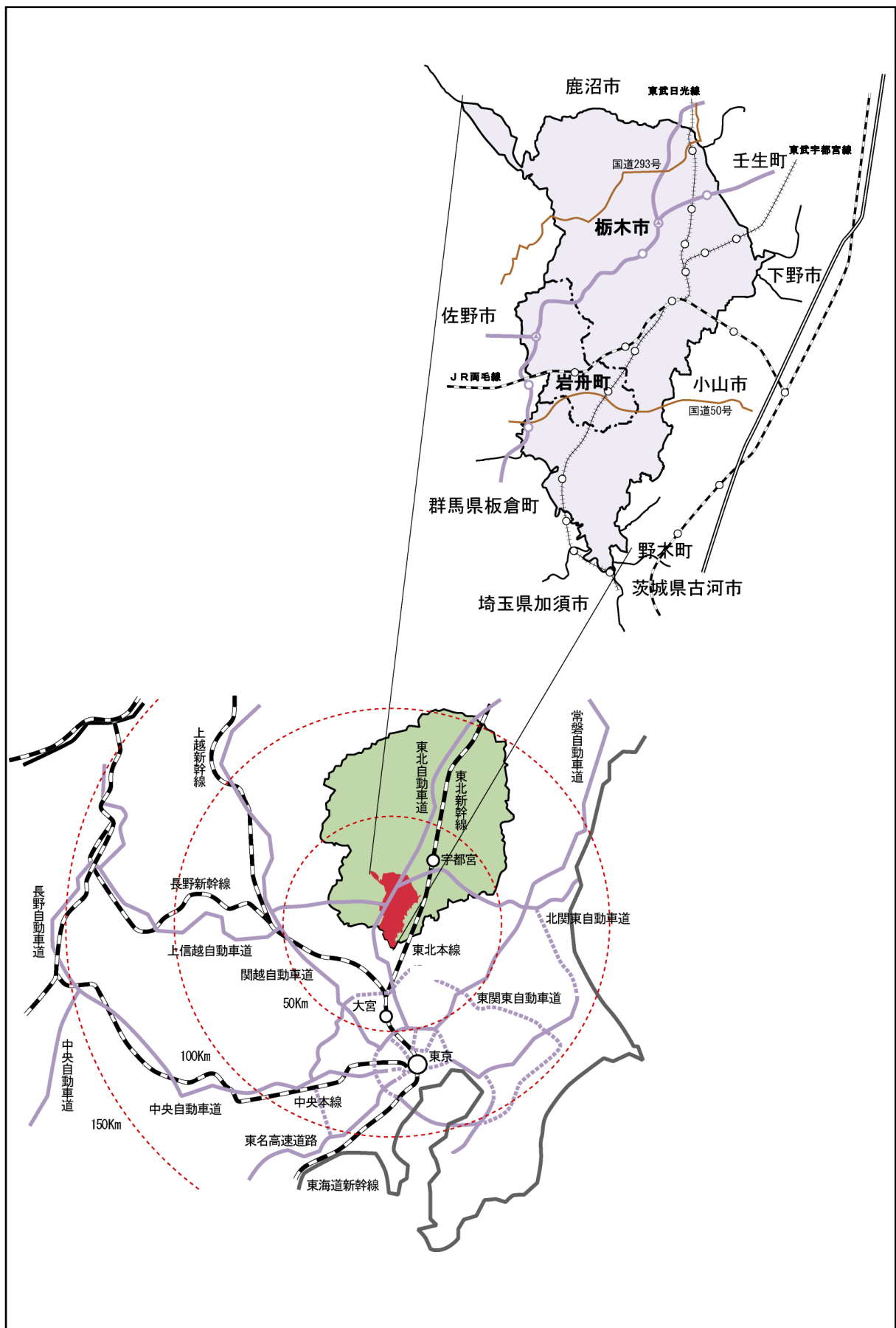
新市は、南北に走る東北縦貫自動車道に、佐野藤岡、栃木の二つのインターチェンジを有し、東西には北関東自動車道が通り、都賀インターチェンジを有しています。この二つの高速道路を、群馬方面からは岩舟ジャンクション、茨城方面からは栃木都賀ジャンクションが結び、物流の効率化や地域経済の発展に寄与する交通の要の地域であると言えます。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ一般国道50号が東西に通り、北部には一般国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

地域間を結ぶ主な道路としては、南北に主要地方道栃木藤岡線、一般県道栃木環状線、主要地方道宇都宮亀和田栃木線(例幣使街道)、東西に主要地方道桐生岩舟線及び岩舟小山線(旧国道50号)があります。近隣自治体などとの広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山栃木都賀線の早期開通が望まれます。

公共交通では、東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線、13駅を有し、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京、埼玉方面への交通手段として、充実した鉄道網となっています。

このように新市を中心として、東西南北全方向に交通網が形成されており、交通の結節点として拠点性を発揮することが期待できます。

○新市の位置・地勢・交通



(3) 歴史

本地域は、旧石器時代の石器や縄文時代の集落跡が見つかるなど、古くから人が住む地域であり、律令時代には、現在の栃木県域とほぼ同じ下野国の国府が置かれるとともに、東山道が敷かれ政治や交通の要衝でした。また、この時代に「岩船山」は開山され、現在も霊場として広く信仰を集めています。

江戸時代には、「日光例幣使街道」が岩舟町の街中から栃木市へと通り、富田宿、栃木宿、合戦場宿、金崎宿の宿場が置かれ、現在のまちの基礎を築きました。また、江戸後期以降は、渡良瀬川と巴波川を利用した舟運による物資の集積地として発展し、その歴史の面影が藤岡町部屋地区の河岸、栃木市中心部の蔵の街並みとして残されています。

明治時代には、栃木県の県庁所在地となりましたが、時の県令が、この地域の自由な風土から自由民権運動の拠点の一つとなっていたことを嫌い、現在の宇都宮市に県庁を移しました。また、明治後期から大正時代にかけて、周辺の河川の治水を目的に渡良瀬遊水地が整備されますが、その際にも谷中村が廃村となるなど、数々の歴史の舞台となりました。

昭和30年前後には「昭和の大合併」を経て、新市を構成する旧1市5町それぞれの行政区域が形成され、昭和40年代半ばには、本格的に住民生活に密着した行政サービスを共同で処理するため、ごみ処理、^{注1}し尿処理、^{注2}消防分野において、県内でいち早く栃木地区広域行政事務組合が設立されました。

また、昭和後期からは、「地方の時代」と言われ、全国の地方自治体が競って、それぞれの特性を活かした「まちづくり」を積極的に展開し、本地域においても、ハード、ソフトの両面から様々なまちづくりが行われ、現在の両市町の個性を築いた時代とすることができます。

この他にも、両市町には様々な歴史があります。合併後の新市においては、観光振興や生涯学習の分野において現存する地域資源を活用し、新市を築いた大切な歴史として次世代に受け継いでいく必要があります。

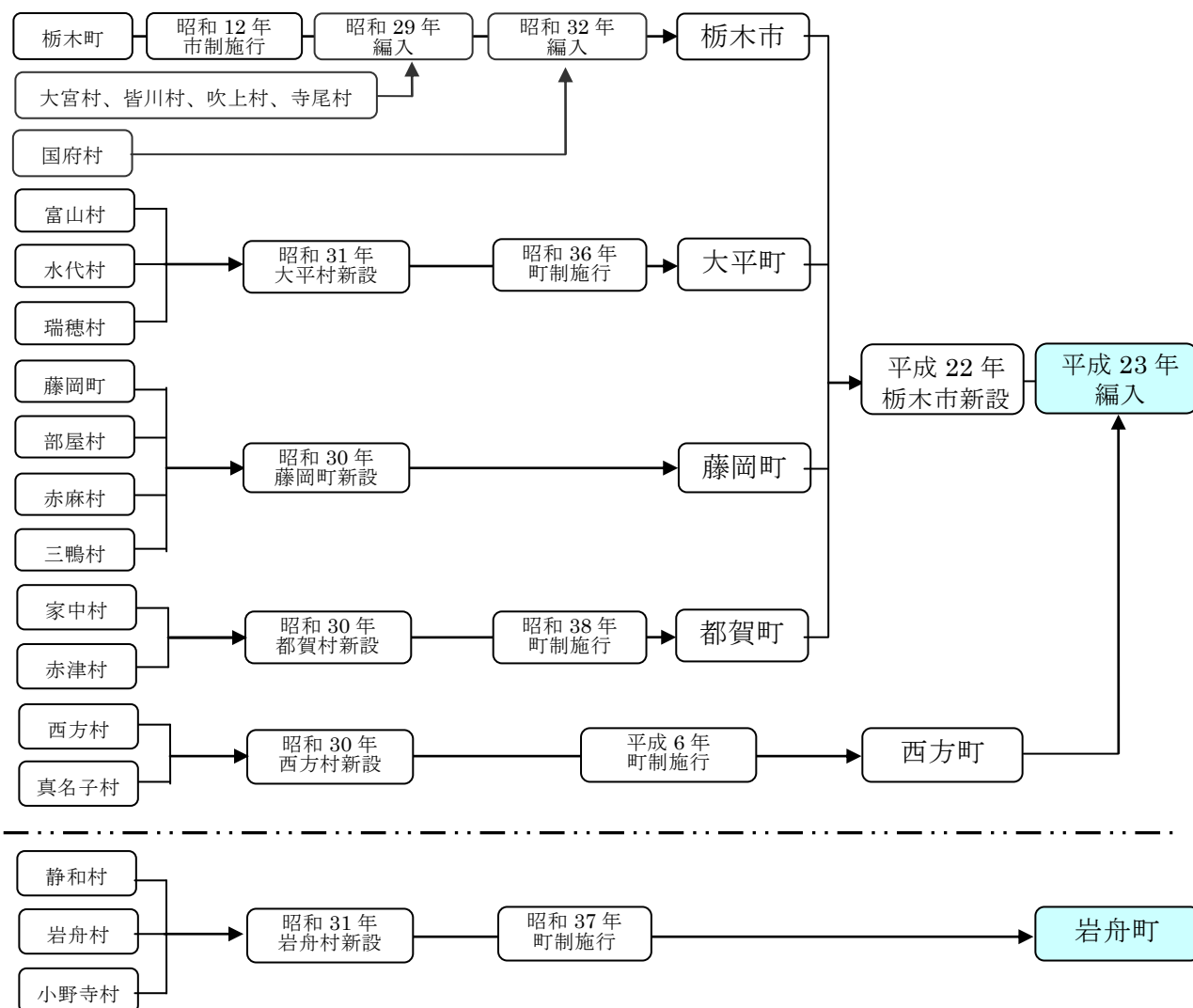
注1：栃木市藤岡地域及び岩舟町のし尿処理は、佐野地区衛生施設組合において共同処理。栃木市（藤岡地域を除く）のし尿処理は、栃木市と西方町の合併を機に栃木市において処理（H23年10月～）

注2：岩舟町の消防は、佐野地区広域消防組合において共同処理。栃木市の消防は、栃木市と西方町の合併を機に栃木市において処理（H23年10月～）

(4) まちの沿革

栃木市は、平成 22 年に栃木市、大平町、藤岡町、都賀町の 1 市 3 町が新設合併して誕生し、さらに平成 23 年に隣接する西方町を編入合併し、現在に至ります。

岩舟町は、昭和 31 年に、静和村、岩舟村、小野寺村の 3 村が合併して岩舟村となり、その後、昭和 37 年に町制施行し現在に至ります。



2 新市の基本指標

(1) 人口と世帯数

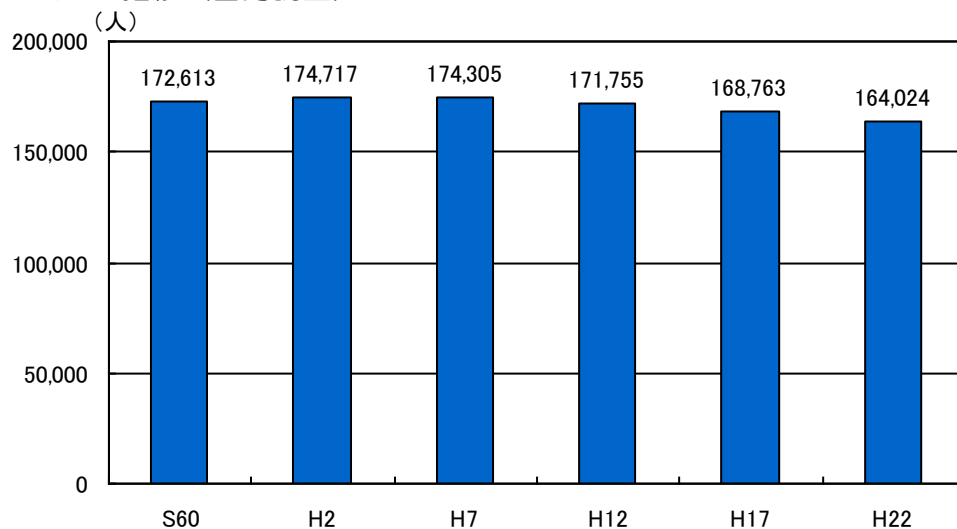
- 新市の人口は、減少傾向にあります。
- 年代別人口では、老年人口の割合が高く、高齢化の傾向にあります。
- 平均世帯員数は 2.86 人で、県平均に比べ多くなっています。

平成 22 年の国勢調査によると、新市の人口は 164,024 人となっています。総人口は栃木市では平成 2 年まで、岩舟町では平成 7 年まで増加しましたが、その後は減少傾向に転じています。

年代別人口では、平成 22 年で、年少人口 20,814 人(12.7%)、生産年齢人口 102,708 人(62.7%)、老年人口 40,199 人(24.6%)となっています。これを県全体の年代別人口割合と比較すると、新市の年少人口・生産年齢人口割合は県値よりも低く、老年人口割合は高いことから、他の地域と比較して高齢化の傾向にあります。

世帯数は、平成 22 年で、56,489 世帯となっており、昭和 60 年以降緩やかな増加傾向にあります。平均世帯員数は 2.86 人で、県平均と比較すると多く、核家族化や単独世帯化の傾向は低いことがうかがえます。

○人口の推移（国勢調査）



○地域別人口と栃木県人口の推移（国勢調査）

単位：人

		S60	H2	H7	H12	H17	H22
栃木市	栃木地域	86,290	86,216	85,137	83,855	82,340	79,969
	大平地域	26,829	27,782	28,449	28,490	28,813	29,163
	藤岡地域	20,413	20,286	19,877	19,110	18,056	17,023
	都賀地域	13,835	14,199	14,299	13,862	13,565	13,107
	西方地域	6,647	6,802	6,795	6,913	6,978	6,521
	計	154,014	155,285	154,557	152,230	149,752	145,783
	岩舟町	18,599	19,432	19,748	19,525	19,011	18,241
	新市	172,613	174,717	174,305	171,755	168,763	164,024
	栃木県	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683

○年齢別人口の推移（国勢調査）

単位：人

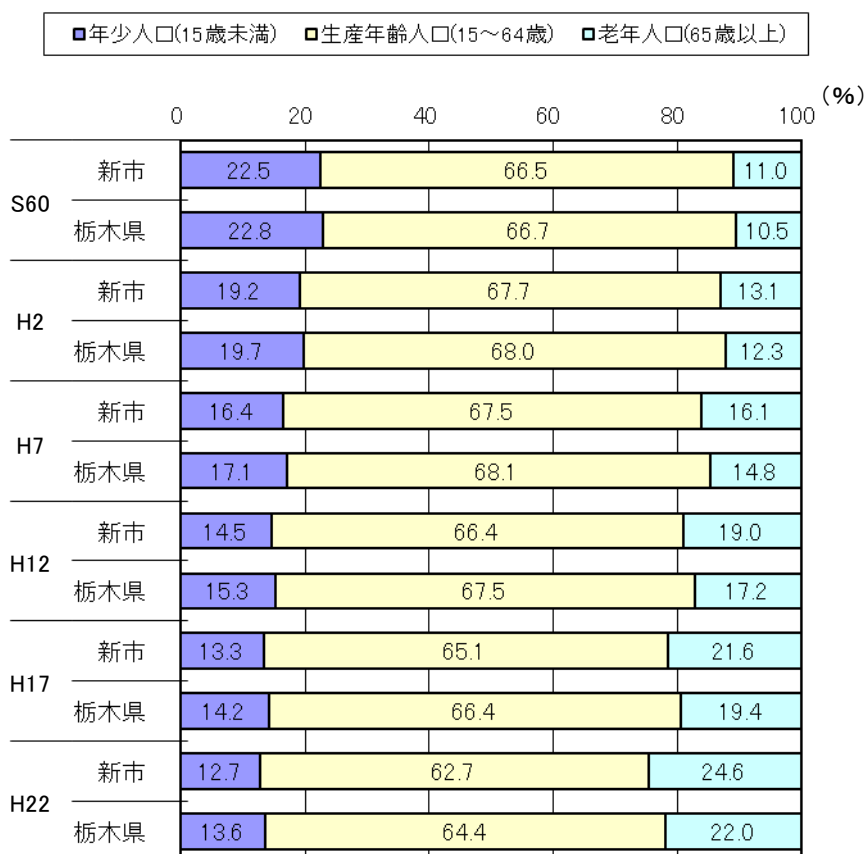
	S60	H2	H7	H12	H17	H22
年少人口 (15歳未満)	38,809	33,581	28,540	24,962	22,443	20,814
生産年齢人口(15 ～64歳)	114,847	118,192	117,648	114,027	109,762	102,708
老年人口 (65歳以上)	18,956	22,885	28,109	32,701	36,515	40,199
年齢不詳	1	59	8	65	43	303
総 数	172,613	174,717	174,305	171,755	168,763	164,024

○年齢別人口割合の推移（国勢調査）

単位：％

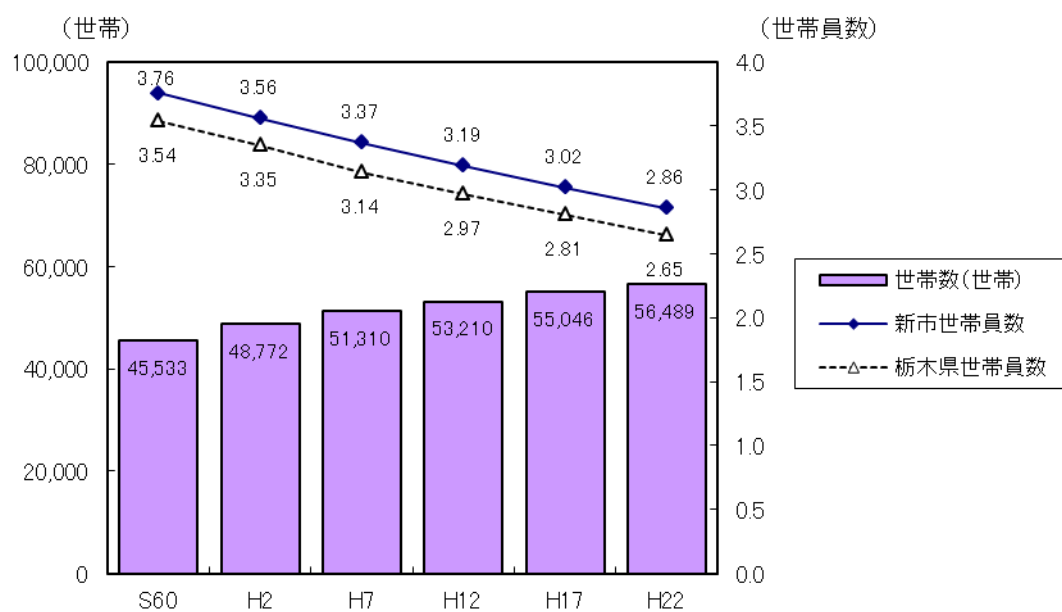
	S60		H2		H7		H12		H17		H22	
	新市	栃木県	新市	栃木県	新市	栃木県	新市	栃木県	新市	栃木県	新市	栃木県
年少人口 (15歳未満)	22.5	22.8	19.2	19.7	16.4	17.1	14.5	15.3	13.3	14.2	12.7	13.6
生産年齢人口 (15～64歳)	66.5	66.7	67.7	68.0	67.5	68.1	66.4	67.5	65.1	66.4	62.7	64.4
老年人口 (65歳以上)	11.0	10.5	13.1	12.3	16.1	14.8	19.0	17.2	21.6	19.4	24.6	22.0

※ 四捨五入により合計が 100%とならない場合があります。



○世帯数及び平均世帯員数の推移（国勢調査）

		S60	H2	H7	H12	H17	H22
世帯数		45,533	48,772	51,310	53,210	55,046	56,489
平均世帯員数(人)	新市	3.76	3.56	3.37	3.19	3.02	2.86
	栃木県	3.54	3.35	3.14	2.97	2.81	2.65



(2) 就業人口

○就業者割合は、第一次・第二次産業が減少し、第三次産業割合が増加傾向にあります。
○県平均と比べると第一次・第二次産業の就業者の割合が高くなっています。

平成 22 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 79,132 人であり、これを産業分類別でみると、第一次産業 5,000 人(6.3%)、第二次産業 26,584 人(33.6%)、第三次産業 46,284 人(58.5%)となっており、第三次産業割合が増加傾向にあります。

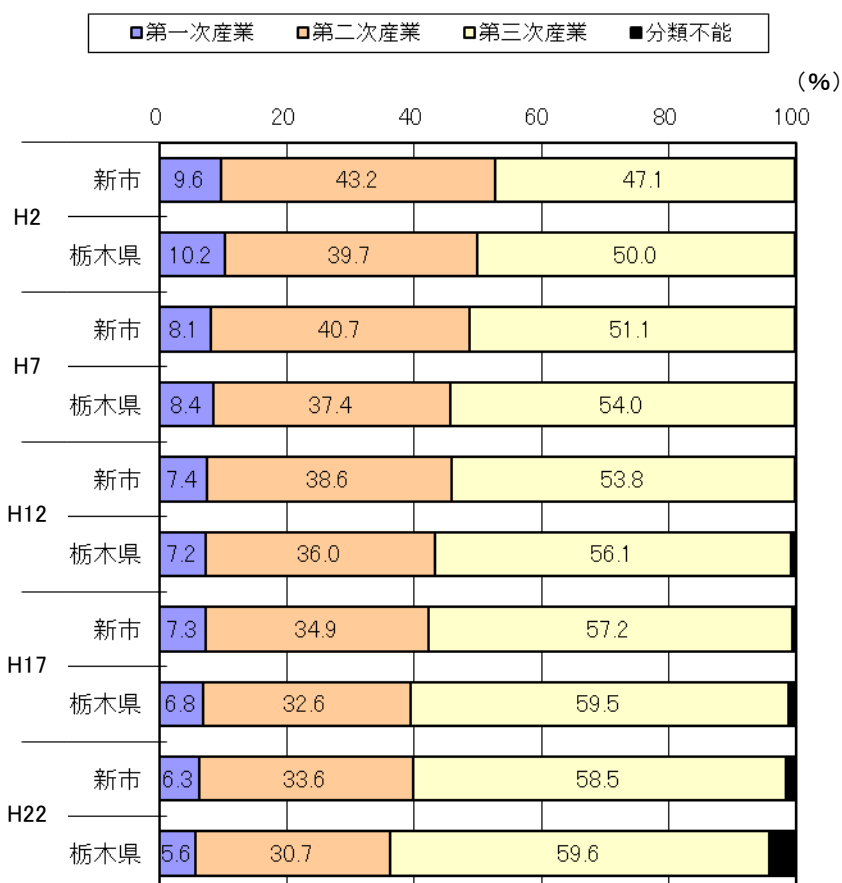
県全体の構成比と比較すると、第一次・第二次産業就業割合が高く、第三次産業就業割合が低くなっています。

○産業分類別就業人口（国勢調査）

単位：人

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
新市	H2	8,500	38,135	41,566	88,240
	H7	7,241	36,207	45,535	89,053
	H12	6,456	33,829	47,202	87,744
	H17	6,208	29,540	48,373	84,585
	H22	5,000	26,584	46,284	79,132
栃木県	H2	101,790	397,931	500,718	1,002,011
	H7	87,278	389,283	561,762	1,040,793
	H12	75,214	373,403	582,635	1,038,088
	H17	69,344	331,774	605,280	1,017,139
	H22	54,746	300,422	582,535	977,126

※ 分類不能の産業分があるため、計が一致しない場合があります。



(3) 土地利用の現況

○土地利用割合は、県全体に比べ山林が少なく、平坦地の割合が高くなっています。
○県全体と比べると、田・畑などの耕作面積や宅地の割合が高くなっています。

新市の土地利用は、その他が 9,868ha(29.8%) と最も多く、次いで田 8,309ha(25.1%)、山林 5,666ha(17.1%)となっています。

これを県全体の土地利用割合と比較すると、新市の田・畑・宅地面積割合は県値よりも高く、山林面積割合が低くなっています。

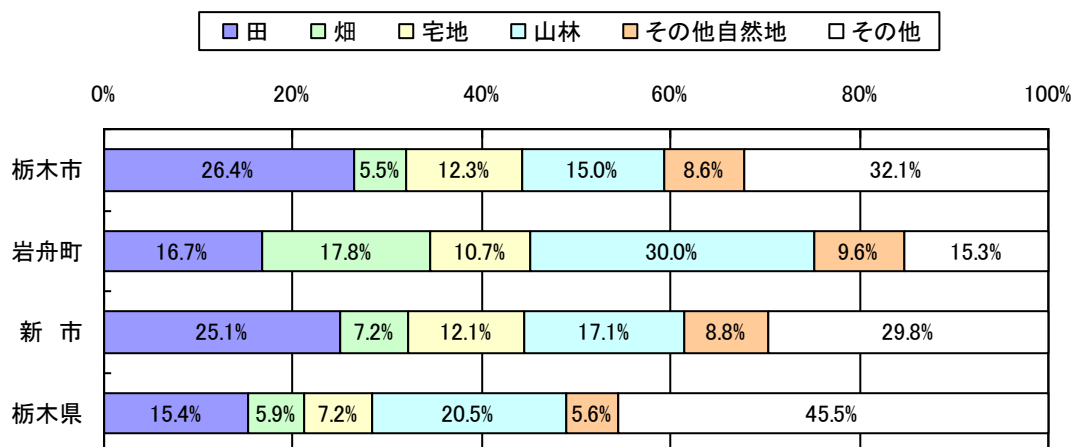
○地目別土地面積（市町村要覧）

単位：ha

		総面積	田	畑	宅地	山林	その他 自然地	※ その他
栃 木 市	栃木地域	12,206	2,650	362	1,636	2,420	1,205	3,933
		100.00%	21.71%	2.97%	13.40%	19.83%	9.87%	32.22%
	大平地域	3,980	1,588	311	762	533	150	636
		100.00%	39.90%	7.81%	19.15%	13.39%	3.77%	15.98%
	藤岡地域	6,045	1,577	565	523	283	456	2,641
		100.00%	26.09%	9.35%	8.65%	4.68%	7.54%	43.69%
	都賀地域	3,052	1,025	221	347	353	284	822
		100.00%	33.58%	7.24%	11.37%	11.57%	9.31%	26.93%
	西方地域	3,200	690	104	248	677	359	1,122
		100.00%	21.56%	3.25%	7.75%	21.16%	11.22%	35.06%
	計	28,483	7,530	1,563	3,516	4,266	2,454	9,154
		100.00%	26.44%	5.49%	12.34%	14.98%	8.62%	32.14%
	岩舟町	4,674	779	833	500	1,400	448	714
		100.00%	16.67%	17.82%	10.70%	29.95%	9.58%	15.28%
新 市	33,157	8,309	2,396	4,016	5,666	2,902	9,868	
	100.00%	25.06%	7.23%	12.11%	17.09%	8.75%	29.76%	
栃木県	640,828	98,393	37,504	46,300	131,551	35,742	291,338	
	100.00%	15.35%	5.85%	7.23%	20.53%	5.58%	45.46%	

（平成 22 年 1 月 1 日現在）

※その他は、公衆用道路、保安林、用悪水路、境内地、墓地を示す。



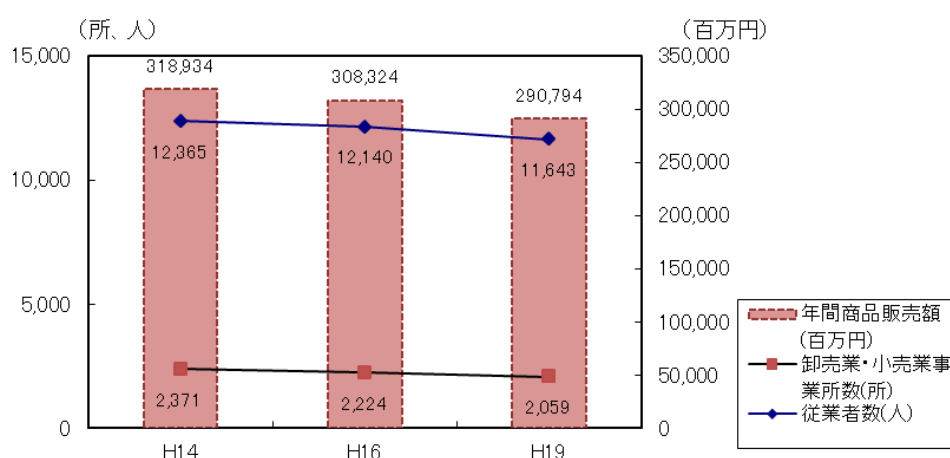
3 産業

(1) 商業

○事業所数・従業者数・年間商品販売額は、地域間のばらつきはありますが、新市全体では減少傾向にあり、経済状況の厳しさを反映するものとなっています。

平成 19 年商業統計調査によると、新市の商業規模は、事業所数 2,059 所、従業者数 11,643 人、年間商品販売額 2,907 億 9,400 万円となっています。

推移をみると、平成 16 年から平成 19 年にかけて、事業所数が県全体で 6.8%減に対して新市では 7.4%減、従業員数が県全体で 3.2%減に対して新市では 4.1%減、年間商品販売額が県全体で 3.3%増に対して新市では 5.7%減となり、県全体との比較においては厳しい状況にあります。



○商業統計調査

			卸 売 業 ・ 小 売 業 事業所数(所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
栃 木 市	栃木地域	H14	1,394	7,714	194,958
		H16	1,347	7,715	185,810
		H19	1,211	7,189	181,651
	大平地域	H14	309	1,689	46,883
		H16	232	1,548	43,524
		H19	226	1,610	45,095
	藤岡地域	H14	242	985	16,155
		H16	233	954	15,351
		H19	211	913	16,927
	都賀地域	H14	150	685	11,485
		H16	140	667	11,794
		H19	122	568	12,661
	西方地域	H14	77	293	4,814
		H16	69	272	4,426
		H19	67	288	4,026
	計	H14	2,172	11,366	274,295
		H16	2,021	11,156	260,905
		H19	1,837	10,568	260,360
	岩舟町	H14	199	999	44,639
		H16	203	984	47,419
		H19	222	1075	30,434
新 市		H14	2,371	12,365	318,934
		H16	2,224	12,140	308,324
		H19	2,059	11,643	290,794
栃木県全体		H14	26,936	171,067	5,646,460
		H16	25,752	165,252	5,472,396
		H19	23,991	159,909	5,650,308

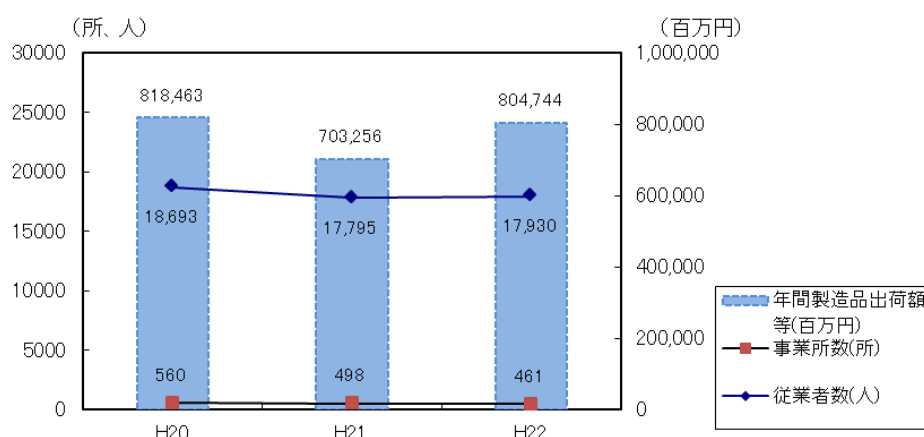
(2) 工業

○新市の事業所数は、県全体に比べ減少幅が大きくなっています。
○従業者数・年間製造品出荷額等では、県全体に比べ減少幅が少ないですが、厳しい状況が今後も続くと思われます。

平成 22 年工業統計調査によると、新市の事業所数は 461 所、従業者数 17,930 人、年間製造品出荷額等は 8,047 億 4,400 万円となっています。

推移をみると、平成 20 年から平成 22 年にかけて、事業所数が県全体では 13.7% 減、新市では 17.7% 減であり、平成 20 年の世界的金融危機の影響を受け大幅に減少しています。

また、従業者数では県全体 6.5% 減に対して新市 4.1% 減、年間製造品出荷額等では県全体 8.8% 減に対して新市 1.7% 減であり、いずれも県全体に比べ減少幅が少ないですが、雇用力、出荷額面においては、依然として厳しい状況が続いています。



○工業統計調査

			事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間製造品出荷額等 (百万円)
栃木市	栃木地域	H20	225	6,925	258,270
		H21	205	6,444	244,940
		H22	363	15,108	733,543
	大平地域	H20	97	6,039	419,028
		H21	85	5,863	342,954
		H22	※	※	※
	藤岡地域	H20	75	1,639	43,118
		H21	62	1,484	31,884
		H22	※	※	※
	都賀地域	H20	41	1,020	17,420
		H21	38	1,077	15,382
		H22	※	※	※
	西方地域	H20	40	1,142	35,650
		H21	37	1,164	32,619
		H22	35	1,157	38,339
	計	H20	478	16,765	773,486
		H21	427	16,032	667,779
		H22	398	16,265	771,882
岩舟町		H20	82	1,928	44,977
		H21	71	1,763	35,477
		H22	63	1,665	32,862
新市		H20	560	18,893	818,463
		H21	498	17,795	703,256
		H22	461	17,930	804,744
栃木県		H20	5,470	212,563	9,279,202
		H21	4,930	198,992	7,679,672
		H22	4,718	198,685	8,459,108

※平成 22 年の大平地域、藤岡地域、都賀地域の値は、栃木地域に含む。

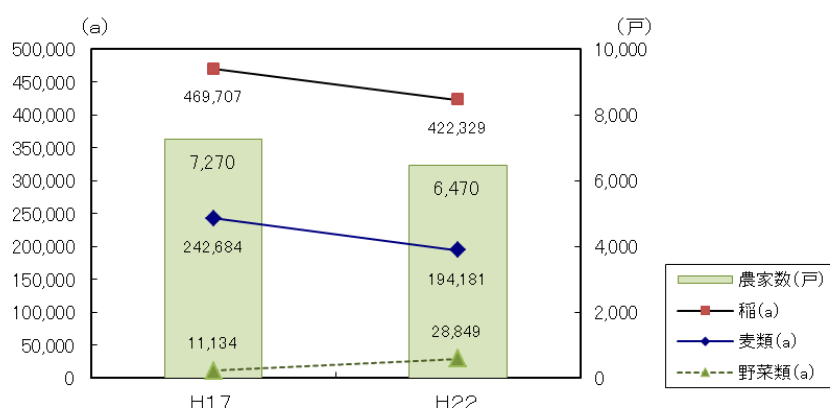
(3) 農業

○総農家数は県内 1 位ですが、県全体と同様に、平成 17 年に比べ 1 割以上減少しています。

○野菜類の作付面積は、平成 17 年に比べ 2.6 倍に伸びています。

平成 22 年農林業センサスによると、新市の総農家数は、6,470 戸となっています。推移をみると、平成 17 年から 22 年にかけて、県全体では 10.0%減に対して、新市では 11.0%減であり、県全体と同様に、減少傾向となっています。

また、平成 22 年の販売作物の作付け状況をみると、稲が 4,223ha、麦類が 1,942ha であり、いずれも県全体に比べ減少傾向が大きくなっていますが、野菜類が 288ha となり、大幅に伸びています。



○総農家数（農林業センサス）

単位：戸

		H12	H17	H22
栃木市	栃木地域	2,501	2,378	2,097
	大平地域	1,068	969	824
	藤岡地域	1,414	1,311	1,126
	都賀地域	928	881	816
	西方地域	597	581	543
	計	6,508	6,120	5,406
	岩舟町	1,165	1,150	1,064
	新市	7,673	7,270	6,470
	栃木県	77,532	71,471	64,337

○農業販売作物（農林業センサス）

			稲(a)	麦類(a)	野菜類(a)	ぶどう(注1)
栃木市	栃木地域	H17	139,985	71,226	1,595	1
		H22	130,061	47,286	7,620	7
	大平地域	H17	88,582	65,233	907	79
		H22	75,036	56,474	4,135	70
	藤岡地域	H17	87,027	50,636	3,593	28
		H22	73,721	48,285	4,043	26
	都賀地域	H17	59,320	24,601	1,426	0
		H22	54,149	15,399	4,936	0
	西方地域	H17	41,503	316	486	0
		H22	40,121	X(注2)	4,667	0
	計	H17	416,417	212,012	8,007	108
		H22	373,088	167,444	25,401	103
	岩舟町	H17	53,290	30,672	3,127	84
		H22	49,241	26,737	3,448	79
	新市	H17	469,707	242,684	11,134	192
		H22	422,329	194,181	28,849	182
	栃木県	H17	5,936,027	1,252,272	334,781	348
		H22	5,465,450	1,088,671	499,058	322

平成 17 年は経営体、平成 22 年は販売農家である。

注 1：ぶどうは、それぞれ経営体数、農家数である。

注 2：西方地域の平成 22 年の麦類は、作付け農家が 1 戸のため秘匿数値となっている。新市の値などは、西方地域を除いた値としている。

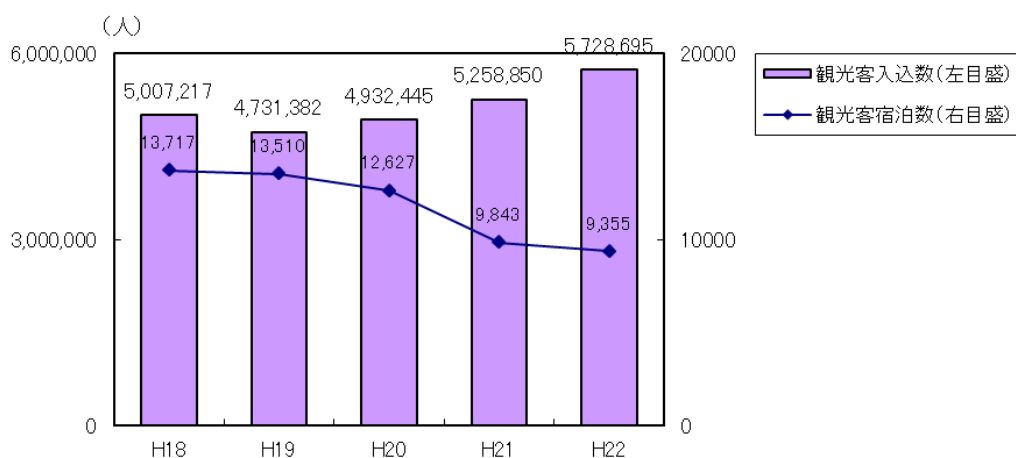
(4) 観光

- 観光客入込客数は、増加傾向にあり、約 99%が日帰り客となっています。
- 「蔵の街」の中に、県内で初めて伝統的建造物群保存地区が指定され、歴史的町並み景観形成のまちづくりを進める栃木市の魅力をさらに高めていくことが期待されます。

平成 22 年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査によると、新市の地域別観光客入込数は 572 万 8,695 人、地域別観光客宿泊数は 9,355 人となっています。

推移をみると、年変動はあるものの、平成 18 年から平成 22 年にかけて、入込客数が栃木県では 11.1%増に対して新市では 14.4%の増と県平均を上回っています。

一方で、宿泊客数では県全体で 3.3%減に対して新市では 31.8%減となり、県全体との比較においても厳しい状況にあります。



○地域別観光客入込数（栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査）

単位：人

		H18	H19	H20	H21	H22
栃木市	栃木地域	2,426,904	1,927,252	2,235,377	2,212,782	2,398,731
	大平地域	461,424	484,939	472,962	522,489	549,123
	藤岡地域	882,852	1,005,339	994,033	1,146,658	1,142,013
	都賀地域	214,238	209,101	199,668	198,711	236,247
	西方地域	3,960	3,840	4,000	53,000	314,200
	計	3,989,378	3,630,471	3,906,040	4,133,640	4,640,314
	岩舟町	1,017,839	1,100,911	1,026,405	1,125,210	1,088,381
	新市	5,007,217	4,731,382	4,932,445	5,258,850	5,728,695
	栃木県	77,055,455	76,740,800	80,411,836	83,416,862	85,221,923

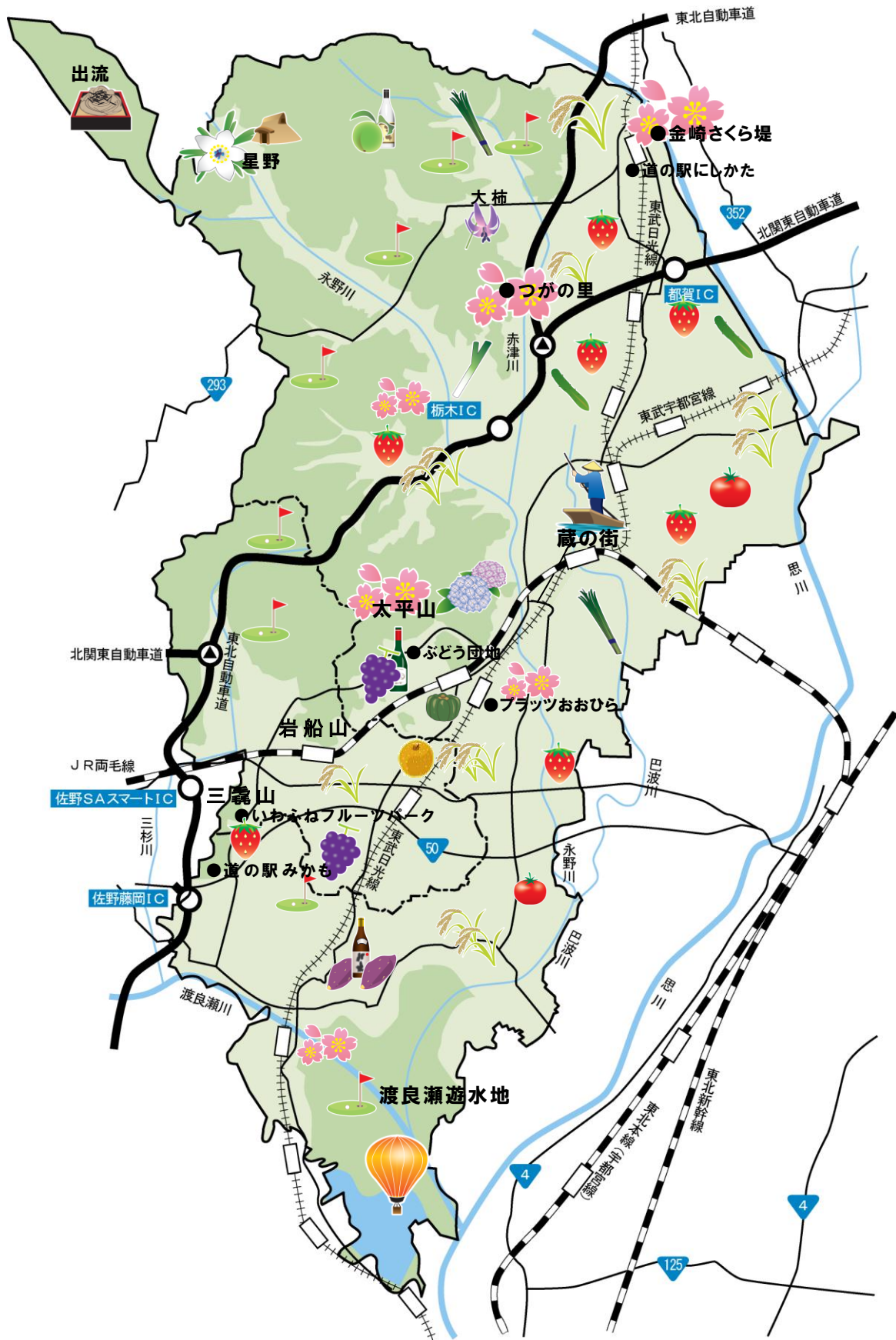
○地域別観光客宿泊数（栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査）

単位：人

		H18	H19	H20	H21	H22
栃木市	栃木地域	13,357	13,240	12,327	9,543	9,268
	大平地域	-	-	-	-	-
	藤岡地域	-	-	-	-	-
	都賀地域	-	-	-	-	-
	西方地域	360	270	300	300	87
	計	13,717	13,510	12,627	9,843	9,355
	岩舟町	-	-	-	-	-
	新市	13,717	13,510	12,627	9,843	9,355
	栃木県	8,263,333	8,345,536	8,201,700	7,848,149	7,989,564

※（－）部分は宿泊者なし

栃木市・岩舟町 観光資源・地域資源イラストマップ



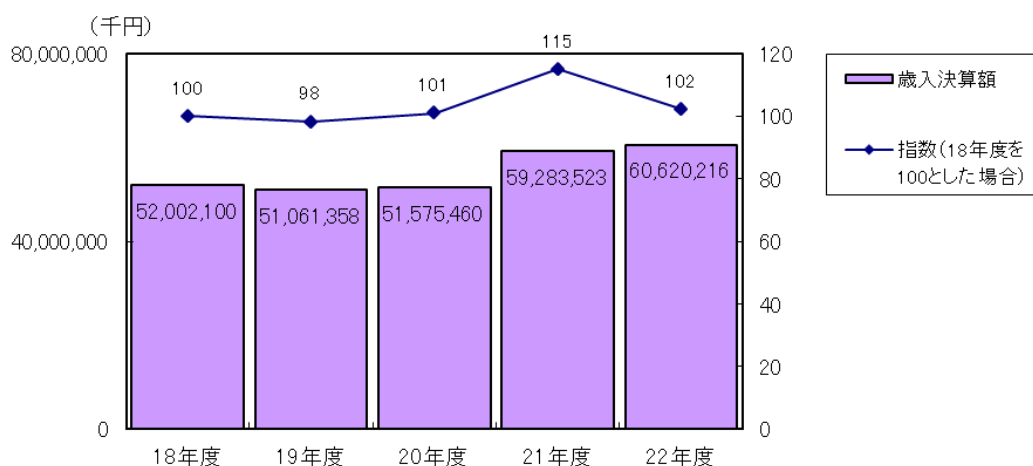
4 行財政の状況

- 新市の財政規模は、平成20年度までほぼ横ばい傾向にあったが、平成21年度より大幅な増加に転じています。
- 新市の職員数は、岩舟町が加わることで、1,400人規模になります。

平成22年度の財政の状況(決算ベース)は、歳入合計が606億2,021万6千円、歳出合計が573億1,001万3千円となっています。

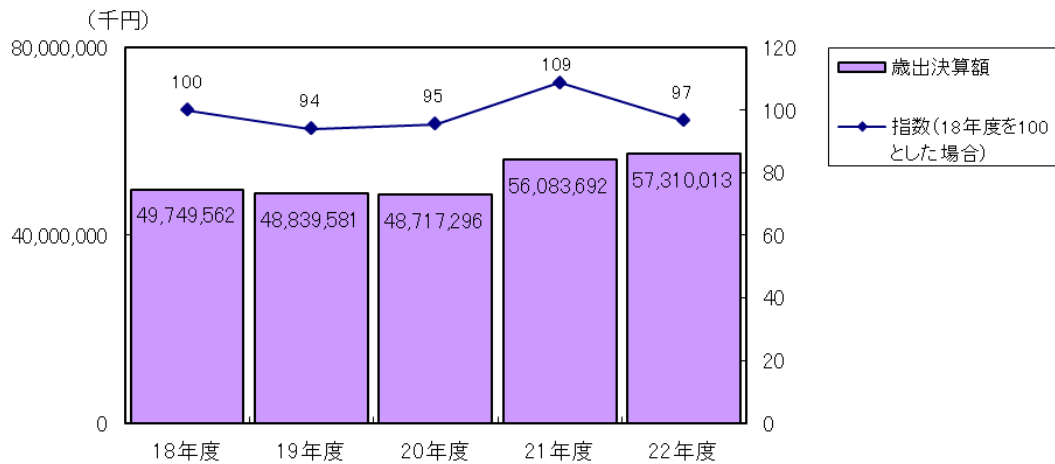
○普通会計の歳入決算の推移（各市町決算統計より抜粋）

		18 年度 (千円)	19 年度 (千円)	20 年度 (千円)	21 年度 (千円)	22 年度 (千円)
栃 木 市	旧栃木市	27,421,921	26,273,783	25,580,205	49,291,278	51,085,904
	旧大平町	7,858,921	7,708,605	8,323,895		
	旧藤岡町	5,307,392	5,179,106	5,278,878		
	旧都賀町	3,792,906	3,980,831	4,127,922		
	旧西方町	2,517,218	2,714,712	2,880,031	3,649,467	3,540,147
計		46,898,358	45,857,037	46,190,931	52,940,745	54,626,051
岩舟町		5,103,742	5,204,321	5,384,529	6,342,778	5,994,165
合 計		52,002,100	51,061,358	51,575,460	59,283,523	60,620,216



○普通会計の歳出決算の推移（各市町決算統計より抜粋）

		18 年度 (千円)	19 年度 (千円)	20 年度 (千円)	21 年度 (千円)	22 年度 (千円)
栃 木 市	旧栃木市	26,544,293	25,550,240	24,783,921	46,738,197	48,464,547
	旧大平町	7,514,145	7,394,481	7,820,323		
	旧藤岡町	4,906,970	4,797,663	4,892,125		
	旧都賀町	3,619,457	3,743,774	3,602,587		
	旧西方町	2,373,209	2,422,533	2,624,400	3,388,232	3,208,393
計		44,958,074	43,908,691	43,723,356	50,126,429	51,672,940
岩舟町		4,791,488	4,930,890	4,993,940	5,957,263	5,637,073
合 計		49,749,562	48,839,581	48,717,296	56,083,692	57,310,013



○22 年度 普通会計決算時の財政指標 (各市町調べ)

		歳入決算 (千円)	歳出決算 (千円)	財政力 指数	地方債残高		実質公債費 比率(%)	経常 収支 比率(%)
					残高(千円)	住民1人あたりの残高(千円)		
栃木市	旧栃木市	51,085,904	48,464,547	0.72	42,294,725	302	10.6	88.1
	旧西方町	3,540,147	3,208,393	0.57	2,843,393	427	13.6	77.2
	計	54,626,051	51,672,940		45,138,118	308		
岩舟町		5,994,165	5,637,073	0.58	5,278,061	288	10.9	87.6
合計		60,620,216	57,310,013		50,416,179	305		

※地方債残高住民1人あたりの残高: 地方債残高÷23年3月末日住民基本台帳人口

○直近の行財政指標 (両市町調べ)

	23年度一般会計 当初予算(百万円)	職 員 (23年10月1日現在)		議 員 (23年10月1日現在)	
		職員数	人口1,000人 当たり職員数	議員定数	人口1,000人 当たり議員数
栃木市	55,901	1,272	8.6	34	0.23
岩舟町	6,302	158	8.6	14	0.76
合計	62,203	1,430	8.6		

人口千人当り職員数: 職員数÷23年10月末日住民基本台帳人口×1,000

人口千人当り議員数: 議員在職数÷23年10月末日住民基本台帳人口×1,000

※栃木市には、旧西方町分、広域し尿・消防通年予算分を含む。

5 新市の主要指標と県内における位置づけ

○新市の人口は、県内 4 位から宇都宮市、小山市に次いで第 3 位となります。
○商業・工業・観光分野でも、県内順位が上位となります。

項 目		数 値	県内 順位	出 典
人口	人 口	164,024 人	3位	H22 国勢調査
	世帯数	56,489 世帯	4位	H22 国勢調査
面積	市域面積	331.57k m ²	8位	H20 国土地理院
商業	事業所数	2,059 所	3位	H19 商業統計調査
	商品販売額	2,907 億 9,400 万円	4位	H19 商業統計調査
工業	工業事業所数	461 所	3位	H22 工業統計調査
	製造品出荷額等	8,047 億 4,400 万円	3位	H22 工業統計調査
農業	農家戸数	6,470 戸	1位	2010 年農林業センサス
	稲作付面積	422,329a	4位	2010 年農林業センサス
観光	観光客入込数	約 573 万人	5位	H22 栃木県観光客入込数・宿泊 数推計調査
	観光客宿泊数	約 9 千人	16 位	H22 栃木県観光客入込数・宿泊 数推計調査

※本表における県内順位は、各種統計の調査基準日以降の市町村合併による順位変動は考慮していません。

6 新市の将来指標（人口・世帯数の見通し）

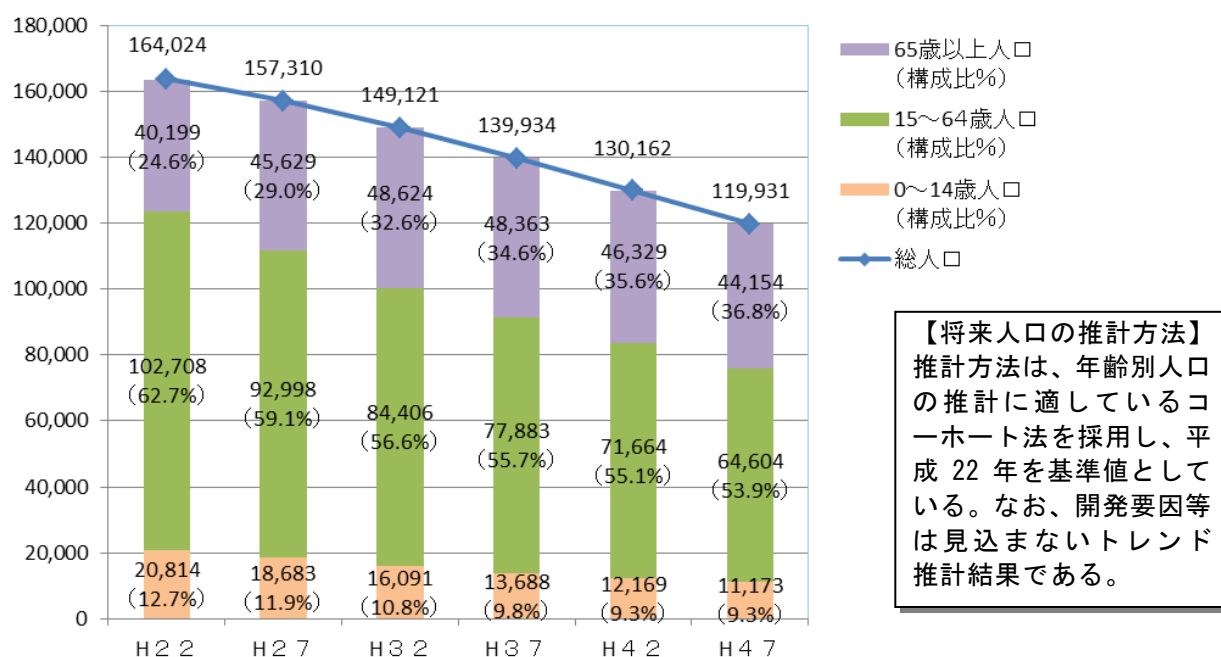
（１）新市の将来人口

○全国的な人口減少傾向同様、新市においても大幅な減少が予想されます。
○老年人口は平成32年度をピークに緩やかに減少し、その構成比は増えていくことが予想されます。

平成22年の国勢調査による新市の人口は164,024人となっています。人口推計を行った結果、今後も減少傾向が続くと予測され、平成37年には14.7%減少し、139,934人になると見込まれます。

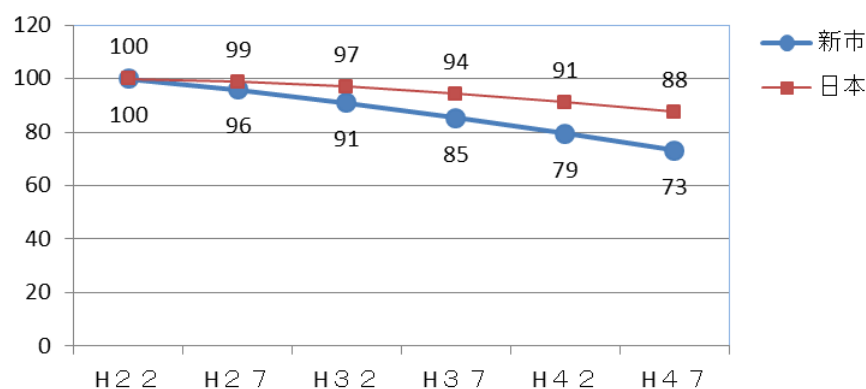
また、年齢別人口の構成比は、平成22年と平成37年の比較によると、年少人口（0～14歳）は12.7%が9.8%に、生産年齢人口（15～64歳）は62.7%が55.7%に、老年人口（65歳以上）は24.6%が34.6%となります。

○新市の将来人口



※平成22年値は総人口に年齢不詳を含むため、各年齢階層の合算値と合致しない。

○新市及び日本の人口の推移（平成22年を100とした場合）



(2) 新市の将来世帯数

- 世帯数は、増加傾向が続き、さらに単独世帯化が進むことが予想されます。
- 平均世帯人員は、平成 22 年の 2.86 人が平成 37 年には 2.36 人と見込まれます。

平成 22 年の国勢調査による新市の世帯数は 56,489 世帯となっています。本推計によると、今後もしばらくは増加傾向が続くものと予測され、平成 37 年までに 5.0% 増加し、59,294 世帯となると見込まれます。

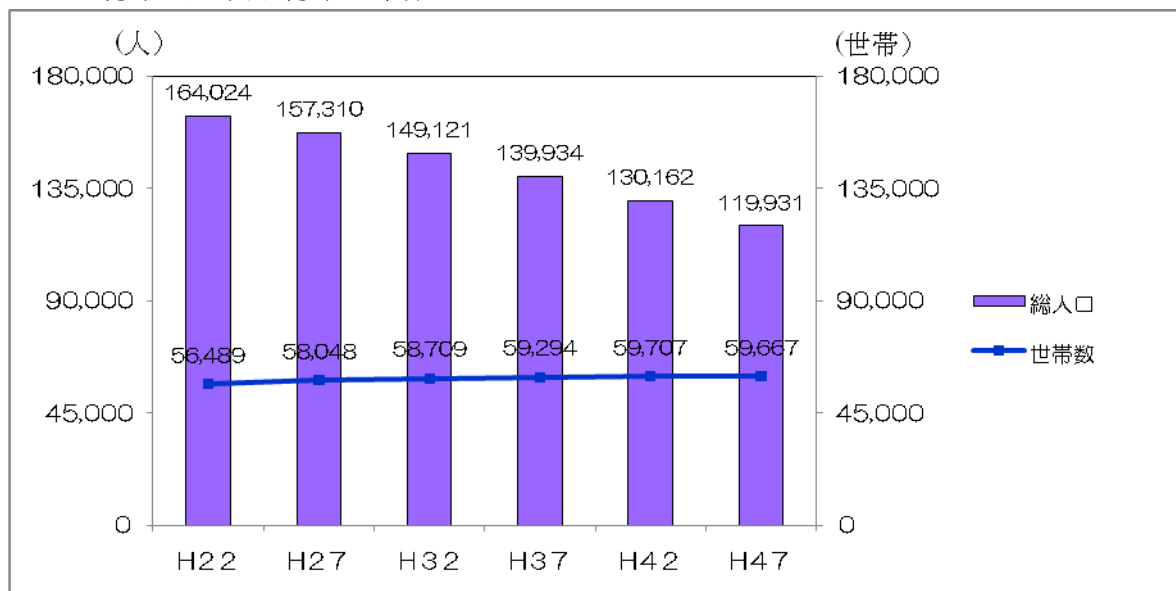
○新市の将来世帯数

	H22	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	164,024	157,310	149,121	139,934	130,162	119,931
平均世帯員数(人)	2.86	2.71	2.54	2.36	2.18	2.01
世帯数	56,489	58,048	58,709	59,294	59,707	59,667

【将来推計の考え方】

減少傾向にある新市の世帯構成人員数の将来値を近似推計によって求め、先に示した将来推計人口を、求めた将来世帯構成人員数で除する（将来人口/将来世帯構成人員数）ことで求めました。

○将来人口及び将来世帯数



(3) 新市の将来就業人口

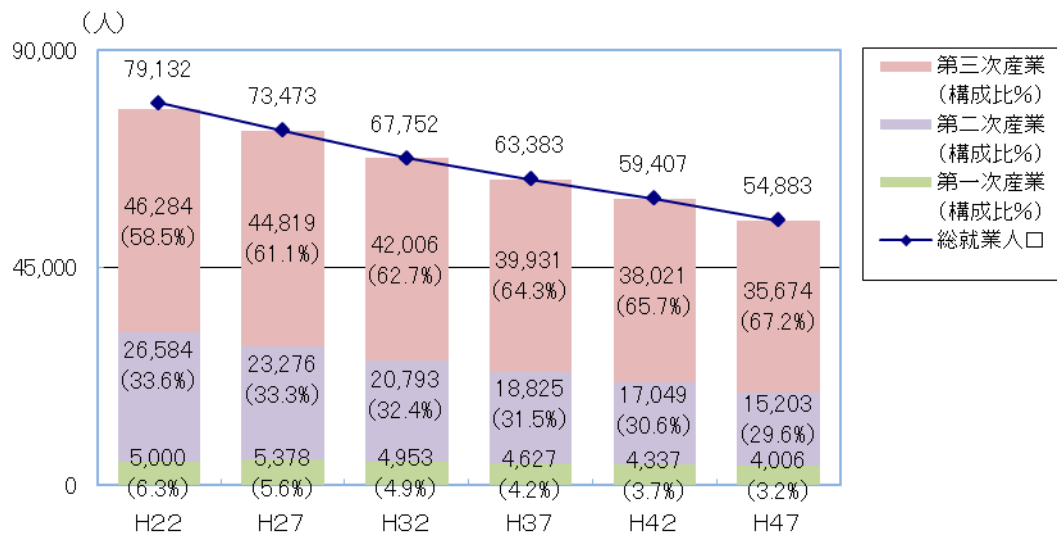
○就業人口は、総人口の減少や高齢化により大きく減少すると予想されます。

○産業別の構成比は、第一次産業と第二次産業は減少し、第三次産業が増加すると予想されます。

平成 22 年の国勢調査による新市の就業人口は 79,132 人となっています。本推計によると、総人口の減少や人口構成の高齢化により、今後、減少傾向が続くものと予測されており、平成 37 年までに 19.9%減少し、63,383 人になると見込まれます。

また、産業別の構成比は、平成 22 年から平成 37 年にかけて第一次産業が 6.3%から 4.2%へ減少、第二次産業が 33.6%から 31.5%へ減少、第三次産業が 60.1%から 64.3%に増加すると見込まれます。

○新市の就業人口



※四捨五入による処理を行っているため、合計は一致しない。

【将来推計の考え方】

平成 22 年の就業率（就業人口/生産年齢人口）で固定し将来全就業人口を求め、産業別就業者割合の推移（トレンド推計による。なお、各産業の合計が 100%になるよう案分している。）から将来値を設定しました。

◆第3章 住民の意向

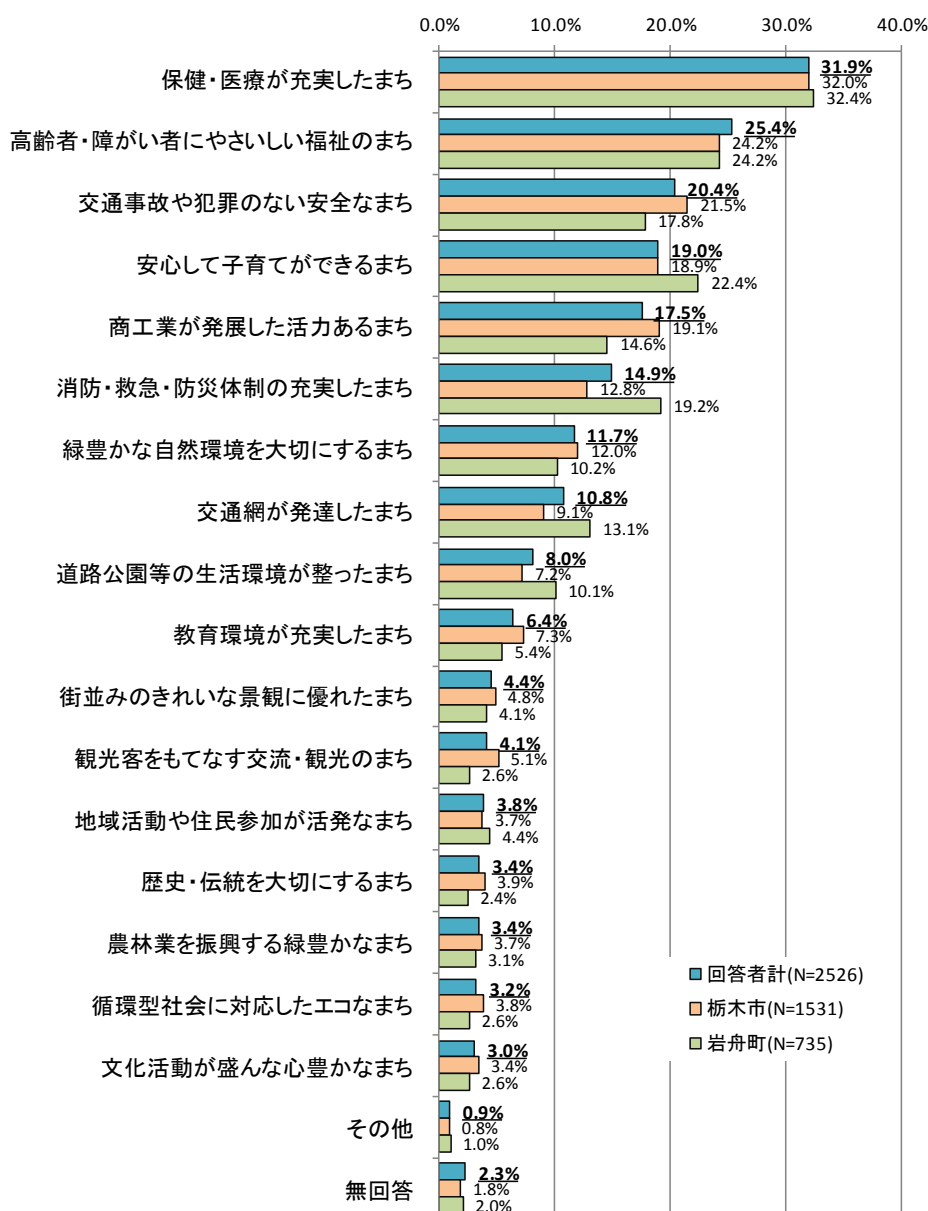
「新市のまちづくりに関する住民アンケート」調査は、新市の将来像、新市の施策など新市まちづくりの基本的な方向性を検討する参考資料とするため、平成24年4月、栃木市・岩舟町内の15歳以上の方から、無作為に抽出した7,000名を対象として行いました。

住民アンケートの主な結果は、次のとおりです。

■新市の将来イメージ

新市の将来イメージとしては「保健・医療が充実したまち」、「高齢者・障がい者にやさしい福祉のまち」、「交通事故や犯罪のない安全なまち」が上位に選ばれており、特に“保健・医療・福祉”への期待が高くなっています。

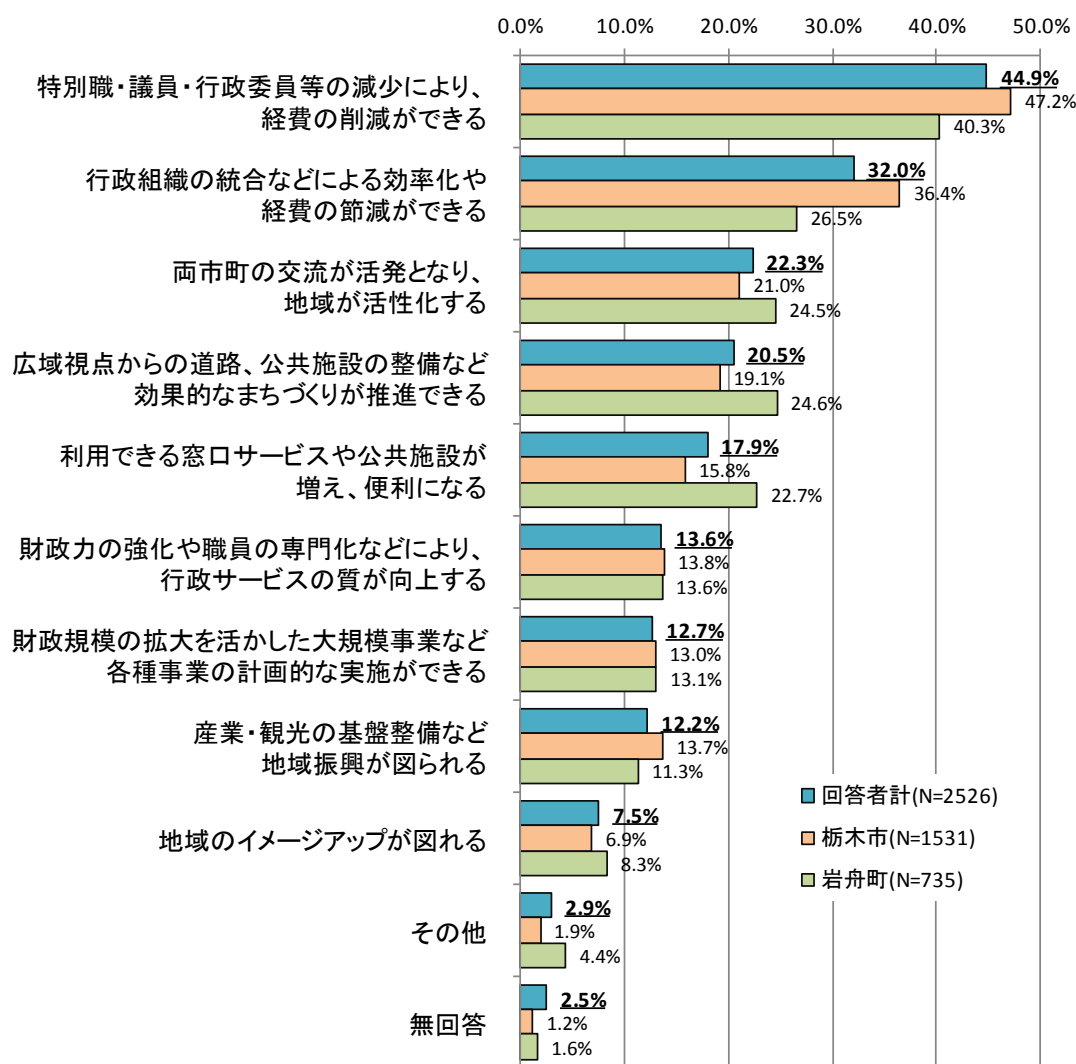
なお、東日本大震災を受けた対応などが求められる「消防・救急・防災体制の充実したまち」は、第6位となっています。



■合併に対する期待

合併に対する期待としては「特別職・議員・行政委員等の減少により、経費の削減ができる」「行政組織の統合などによる効率化や経費の節減ができる」「両市町の交流が活発となり、地域が活性化する」が上位に選ばれています。

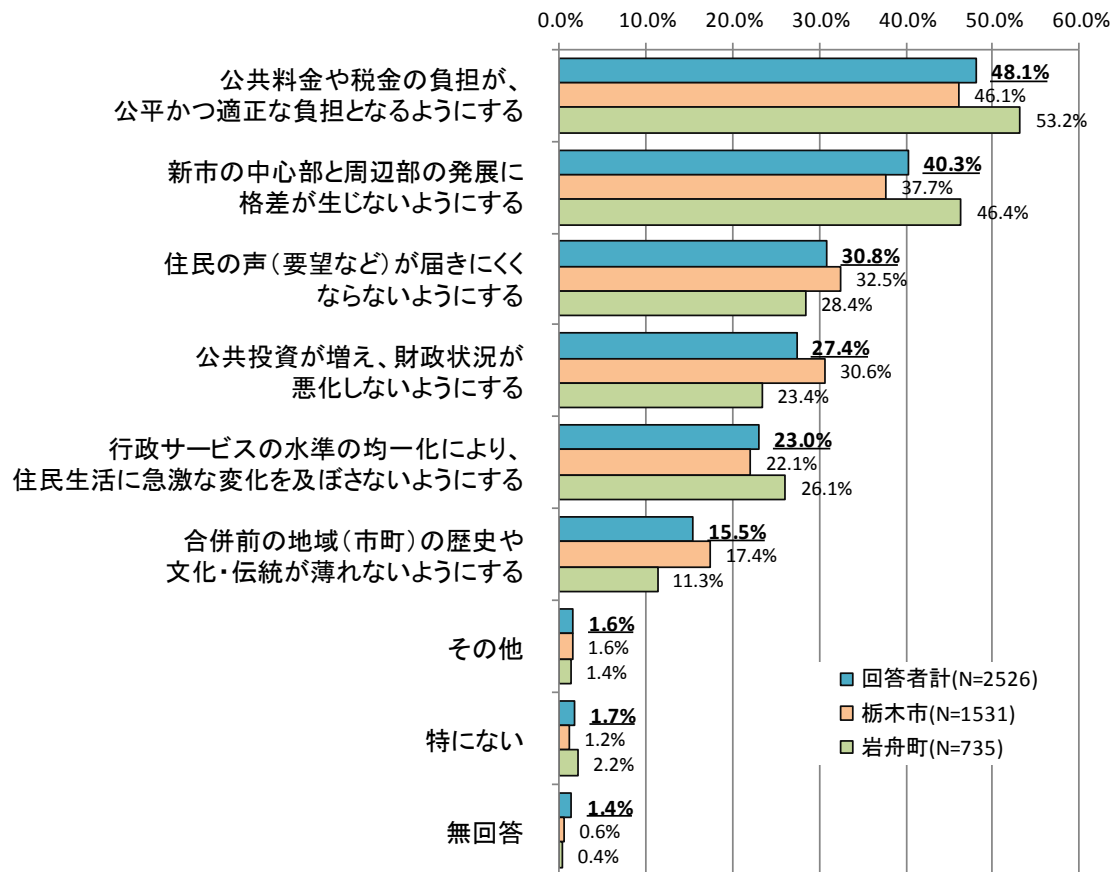
“合併による経費節減”への期待の高いことがうかがえます。



■合併後のまちづくりへの配慮

合併後のまちづくりへの配慮としては「公共料金や税金の負担が、公平かつ適正な負担となるようにする」、「新市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないようにする」、「住民の声（要望など）が届きにくくならないようにする」といった部分での意見が多くなっています。

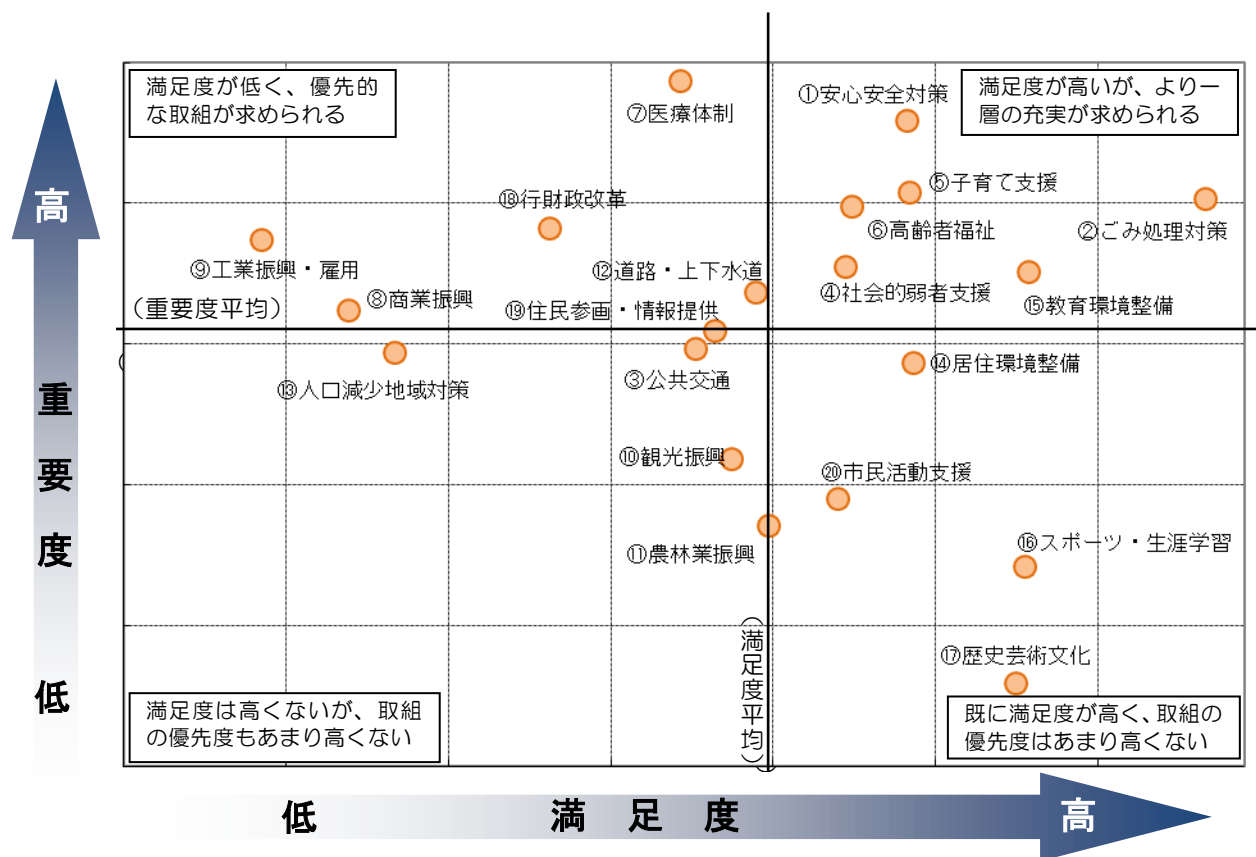
様々な場面での“公平”なまちづくりが求められていると考えられます。



■現在の行政サービスに対する満足度・合併後の新市における重要度

両市町の行政サービスに対する住民の満足度としては、「環境保全・ごみ処理対策」、「学校教育環境の整備」、「スポーツ・生涯学習の充実・活動支援」、「歴史芸術文化の振興・活動支援」、「保育・児童福祉などの子育て支援」などの分野において高くなっています。「環境」と「教育」の分野で満足度が高くなっていることがうかがえます。

「企業誘致など工業の振興・雇用創出」、「行財政改革への取組」、「医療体制の充実」の分野では、重要度が高いにも関わらず、満足度が低いことから、新市における今後の施策展開に対して、特に住民の期待度が高い分野であることがうかがえます。



- ①防犯・防災などの安全安心対策
- ②環境保全・ごみ処理対策
- ③公共交通の充実
- ④障がい者など社会的弱者の自立・生活支援
- ⑤保育・児童福祉などの子育て支援
- ⑥高齢者福祉サービス
- ⑦医療体制の充実
- ⑧商業の振興
- ⑨企業誘致など工業の振興・雇用創出
- ⑩観光の振興

- ⑪森林保全や農林業の振興
- ⑫道路・上下水道などの整備・保全
- ⑬人口減少地域への取組み
- ⑭居住環境の整備
- ⑮学校教育環境の整備
- ⑯スポーツ・生涯学習の充実・活動支援
- ⑰歴史芸術文化の振興・活動支援
- ⑱行財政改革への取組み
- ⑲行政への住民参画、適切な情報提供
- ⑳市民活動への支援

◆第4章 新市の基本方針

1 まちづくりの基本姿勢

新市の現状や課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、まちづくりの基本姿勢を以下のように定めます。なお、新市は単に栃木市と岩舟町の合併ではなく、短期間に6市町が合併するという稀有な例であり、それらを踏まえた新市のまちづくりとなります。

●地域の“力”を活かすまちづくり

これまで各地域で取り組んできた“まちづくり”や住民活動によって、新市は様々な魅力や資源を有した地域になります。こうした各地域での取組は新市においても大切な“財産”であり、人・文化・伝統などの様々な地域の魅力や資源を、さらに磨き上げていく必要があります。

新市誕生後の10年間は、こうした各地域の資源やまちづくり活動などを継承していく仕組みを確立するとともに、人・地域の自発的な取組を支援し、地域の魅力をより輝かせるまちづくりを推進していきます。

●“自律”により“自立”できるまちづくり

市民、まちづくり団体、地域、企業の多様性のある取組は、新市にとって大きな力となりますが、それぞれが異なる方向性を持って行動しては、新市の魅力を向上させる力にはなりません。新市が一つの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくためには、人と人、地域と地域が相互に認め合い、その中で、切磋琢磨しながら様々なまちづくりを展開していく必要があります。全ての市民・地域などの“主体”が「自らが出来ることは何か」また「自らがすべきことは何か」を考え、それぞれが多様性を持った中でも、目指すべき目的は「新市の発展である」ということを明確にして、自らを律し取り組んでいく必要があります。

それらの活動に支えられることによって、新市のまちづくりがより豊かなものになっていきます。

●持続可能な自治体づくり

人口減少、超高齢社会や低成長社会など、近年の社会情勢は大きく変化しています。そのような中、地方自治体においては地方分権の進展も踏まえ、安定した行政サービスの供給や、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいける「持続可能な自治体」としての自立が急務となっています。そのために、行財政運営面では、商工業の活性化や企業誘致などの経済的な振興策による税収の確保のみならず、より一層の行財政の効率化を推進していく必要があります。また、個々の住民の価値観の多様性や日々の生活の質的向上を求める社会では、市民と行政が一体となって取り組む協働の仕組みを整えることが、効果的で効率的なまちづくりに必要となります。

2 将来都市像

“自然” “歴史” “文化” が息づき

みんなが笑顔のあったか “栃木市”

新市では、太平山、三轟山といった風光明媚な山々や霊山として名高い岩船山、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川などの河川、渡良瀬遊水地、つがの里、金崎さくら堤など郊外に広がる多彩な自然環境の中で、多くの人アウトドアスポーツや観光を楽しみ、イチゴ、ぶどう、米をはじめとする豊かな大地が育む多彩な農産物などが、市民や来訪者の心や食を潤しています。市街地では、歴史ある蔵の街なみがたたずみ、高校生や大学生が賑やかに未来を語り合い、歴史的文化財なども豊富で、祭りになれば豪華絢爛な山車が街なかを練り歩きます。

そして、それらの地域の誇れる“自然”“歴史”“文化”を活かして、住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が個々に力を発揮し、また、互いに連携し、支えあう中で、人々の生き生きとした笑顔があふれる街を創りあげます。

新市は、栃木市、岩舟町がそれぞれに育んできた多種多様な地域資源を有するとともに、交通環境や地理特性など基礎的条件が充実し、さらには、それらを守り、育ててきた人々が一つの自治体の住民となることで、多彩な魅力と大きな力を備え、さらなる飛躍が期待できる都市となります。

個性と魅力あふれる“自然”“歴史”“文化”が息づく「しっとりしたまち」に、人々が集い、慈しみ、支えあい、そして、活力ある行動的な「アクティブなまち」となることで、皆が住んで良かったと笑顔で暮らせる“あたたかい”都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) かけがえのない自然に優しいまちづくり

(環境保全・循環型社会・水環境・上下水道)

新市には、栃木県を代表する太平山・三轟山などの緑資源や、渡良瀬遊水地、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川などの水資源に恵まれており、こうした貴重な自然環境を守り、将来に継承していくためには、広く地球環境の保全も視野に入れた環境と共生したまちづくりが求められます。

環境と共生した循環型社会の構築を目指し、豊かな自然環境をかけがえのない財産として次世代に引き継ぐとともに、環境に負荷をかけない持続可能なまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 豊かな自然環境の保全
- 安全で良好な水資源の確保

(2) 心地よく暮らせるまちづくり（住環境整備・基盤整備・公共交通）

新市には、ＪＲ両毛線や東武鉄道、東北縦貫自動車道や北関東自動車道が走る交通の要衝としての機能、市街地開発事業などによる栃木駅周辺の都市機能、各地域の特性に応じた良質な住環境、活発な企業活動を支える産業団地など、有力な社会基盤を有しており、これらを活かした都市づくりを進めていく必要があります。

市民生活の舞台となる、良質な住環境の形成、道路・公園などの生活基盤の整備、楽しく買い物のできる商業環境の形成、活力ある企業活動を支える産業基盤の整備、暮らしの利便性を高める情報通信環境の整備、日常生活の足となる公共交通の充実、誇りや愛着の持てる美しい街並みの形成などにより、誰もが心地よく、満足して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 暮らしやすい都市の創出
- 生活環境の充実

(3) 安全安心で快適に暮らせるまちづくり（防犯・防災・消費者保護）

新市においては、平成２３年３月に発生した東日本大震災を経験し、学んだことを教訓に、様々な生活不安への対応も含めた、安全・安心な取組に対する市民ニーズがこれまで以上に高まっており、安全・安心なまちづくりに向けた取組を強化していく必要があります。

誰もが快適に安心して暮らせるよう、災害に強い都市環境の形成、あらゆる場面を想定した防犯・防災体制の強化、生活の根幹に関わる様々な不安の解消に向けた取組の推進などにより、市民の生命・財産を守ることのできるまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 危機管理体制の構築
- 安全安心な暮らしの確保

(4) 健康で生きがいを持てるまちづくり（社会福祉・健康・医療）

新市においては、平成2年をピークに人口減少が進み、少子高齢化の進行と相まって、都市や地域の活力を維持するための定住人口の確保や、高齢化などの深刻な問題への対応が喫緊の課題となっています。誰もが健やかに暮らし続けることのできるまちづくりに向け、市民が健康で生きがいを持って暮らせる環境整備などに努めていく必要があります。

誰もが健やかに住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療体制の強化や市民の日常的な健康づくり活動の支援、子育てを応援する環境の整備を行うとともに、高齢者や障がい者の生活を見守る環境の形成を図るなど、地域で支え合うことのできるまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 医療体制の充実
- 総合的な福祉の構築
- 健康づくりの充実

(5) 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり（教育・文化・スポーツ）

新市は、蔵の街並みに代表されるように将来にわたって守るべき伝統的な文化が息づくとともに、市民の学びに対する意識や期待も高く、また、市内外から多くの学生が通学する教育機関も立地するなど文教都市としての土壌を有しており、歴史・文化の継承や地域に活力を与える人づくりが重要となります。

市民一人ひとりが学び続け、あらゆる分野での活躍が図られるよう、地域の持つ豊かな歴史・伝統・文化を守り活かしながら、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、生涯を通して学び社会に貢献することのできる環境の整備などにより、将来にわたり人材と文化を育むことのできるまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- スポーツの推進
- 文化の振興

(6) いきいきと働き賑わいのあるまちづくり（産業振興・観光交流・雇用創出）

新市においては、機械や食品などの製造業を中心とする工業が発展し、特色ある農産物の生産、生活の利便を高めるサービス業の進展、地域資源を活かした観光の充実と合わせ、将来に向けた産業の振興が期待される一方で、市民の雇用に対する不安や産業の担い手育成の問題などが顕在化しています。

豊かで活力のあるまちづくりを目指し、地域資源や立地特性を活かした産業の振興、新たな産業基盤の整備による雇用の創出、社会経済動向を踏まえた企業の誘致、地域の交流を活発化させる魅力ある観光の推進などにより、地域経済が元気になり、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光レクリエーションの振興
- 雇用の創出
- 多様な地域間交流の充実

（７）共に考え共に築き上げるまちづくり（人権・協働・地域自治・行財政強化）

新市においては、平成の合併により誕生する経緯を踏まえつつ、地方分権に対応したまちづくりや、市民が主体的にまちづくりに関わっていく環境づくりが求められます。新生栃木市としての一体感のある自立したまちづくりに向け、各地域の特性を活かしたまちづくり、行財政改革の推進、市民協働の推進などが課題です。

地方分権の進展に対応した自立したまちづくりに向け、一体感のある栃木市の創出を念頭に、適正な行財政運営の推進、地域の特性に応じた市民によるまちづくり、市民活動や地域活動を支える市民団体・コミュニティ組織への支援、市民一人ひとりがお互いを認め合う環境の形成などを図ることにより、市民と行政が共に考え共に築いていくまちづくりを進めます。

【施策展開の方向性】

- 市民と行政の協働と情報共有化の推進
- 基本的人権の尊重
- 行財政運営の充実

4 新市の都市構造の基本方針

新市の均衡ある発展と将来都市像である「“自然”“歴史”“文化”が息づき みんなが笑顔のあったか “栃木市”」を実現するために、それぞれの特性を活かした拠点等の方向性や各拠点等の連携のあり方など、新市の都市構造を次のように定めます。

(1) 拠点等の方針

拠点、エリア、ゾーンを次のように定め、適切な役割分担と相互連携により、それぞれが特性を活かし、居住環境、活力、自然が調和したまちづくりを推進します。

拠点の形成

●複合的都市拠点



栃木駅周辺、市役所を中心としたエリアです。国、県も含めた様々な行政機関、地域医療の拠点となっている病院、市内外から多くの学生が通う教育機関、金融機関、商業施設や民間の事務所等が集積しています。また、景観や歴史を活かした蔵の街として観光交流の拠点となっています。

教育や医療をはじめとして様々な都市機能のより一層の集積・向上を図り、拠点性を高めるとともに、交通面や情報面において地域拠点とのネットワークの強化を図り、新市にふさわしい都市拠点の形成に努めます。

●地域拠点



各地域の総合支所や駅の周辺を中心としたエリアです。住民に身近な生活機能や生涯学習などの機能が集積しています。

住民の日常生活が充足し、多様な主体が住民活動を展開できるよう行政機能をはじめとして、医療・福祉、教育、学習等の面において身近で便利な機能を一層充実していくとともに、地域ごとの特性や交通利便性を活かしたまちづくりを進め、活力と個性ある地域拠点の形成に努めます。

●観光交流・レクリエーション拠点



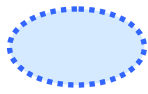
太平山・太平山南山麓、蔵の街、岩船山、つがの里、渡良瀬遊水地、金崎さくら堤、西方城址、三轟山を中心としたエリアと2つの道の駅です。

観光交流人口を呼び込む拠点として、豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かし、さらなる魅力向上に取り組むとともに、道の駅にしかたは北の玄関口として、道の駅みかもは南の玄関口として、新市全体の観光情報の発信や地域ブランドの売り込みを戦略的に展開する情報発信拠点機能の充実に努めます。

さらに、2つの道の駅は、地元の農産物や特産品のPR、販売拠点として活用していきます。

エリアの形成

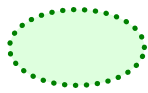
● I C 周辺活用エリア



都賀、栃木、佐野藤岡の各インターチェンジ周辺エリアです。

首都圏と東北地方を結ぶ南北の軸である東北縦貫自動車道と太平洋と日本海を結ぶ東西の軸である北関東自動車道の結節点という地理的優位性を活かし、新市を支える新たな産業集積や交流拠点としての整備を推進します。

● 産業誘導エリア



一般国道 50 号沿線の大平西水代地区付近及び岩舟町の曲ヶ島工業団地付近、藤岡中根地区付近にかけたエリアです。

群馬、栃木、茨城の3県にまたがる幹線国道沿いという交通利便性や位置的優位性を活かし、産業や物流施設などの立地を図るため、土地利用の検討、調整を進める産業誘導エリアとして位置づけます。

ゾーンの形成

● 都市的利用ゾーン



住宅、商業施設の立地など市街化を促進する区域です。

生活道路や上下水道の整備などにより居住環境の維持向上に努めるとともに、地域拠点周辺や東武日光線・東武宇都宮線やJR両毛線の駅周辺など良好な居住条件を備えた地区の整備を推進し、定住人口の増加を図ります。

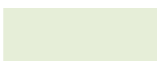
● 産業集積ゾーン



既存の工業集積地や工業団地等となっている区域です。

高速道路や幹線道路へのアクセス性の向上など企業が活動しやすい周辺環境の整備・充実を図るとともに、新たな企業の誘致を推進します。

● 田園・農村的利用ゾーン



農業を振興する区域や都市的利用ゾーンの周辺部となっている区域です。

農業を活性化する環境を整備するとともに、自然と調和した地域として、適正な利活用と集落環境の改善に努めます。また、自然環境や地域コミュニティを強みとして活かし、特色ある地域づくりを推進します。

● 自然環境利用ゾーン



山林、自然公園などの区域です。

地球温暖化の防止や水源のかん養といった公益的機能を有する山林は、地球温暖化、異常気象による集中豪雨など、地球環境に様々な変化が顕在化している中で、次世代に引き継ぐべき貴重な資源です。生物多様性の確保に配慮し、里山の整備など適切な保全に努めるとともに、自然公園などにおいては、市民、観光客の憩いの場として、その特性や良好な景観など

を活かし調和のとれた利活用を推進します。

(2) 軸の方針

合併の効果である新たな連携による相乗効果の発揮と新市の均衡ある発展のために、拠点と拠点を結ぶ連携軸等を構築していきます。

なお、「軸」とは、道路網や公共交通網の整備などのハード面のみならず、情報や人材などソフト面での連携も含めることとします。

●都市内連携軸

都市内連携軸は、新市の均衡ある発展、新市としての一体化、交通の円滑化による都市機能の向上、情報、人材の共有化など様々な役割を有します。

地域間の連絡道路となっている主要地方道栃木藤岡線や主要地方道宇都宮亀和田栃木線などの機能強化を促進するとともに、公共交通ネットワークを充実することにより、複合的都市拠点、地域拠点間を結び、新市の一体化を推進します。

また、産業振興、居住環境の向上に寄与する幹線市道の整備により都市機能の向上を図ります。

さらに、まちづくり団体の交流、地域資源を活用した交流など、人材、情報面における交流を促進し、人と人とのつながりによる連携軸の構築に努め、新市の均衡ある発展を目指していきます。

●広域交流軸

広域交流軸は、市民の利便性の向上、観光交流人口の増加、企業活動の環境充実などの役割を有します。

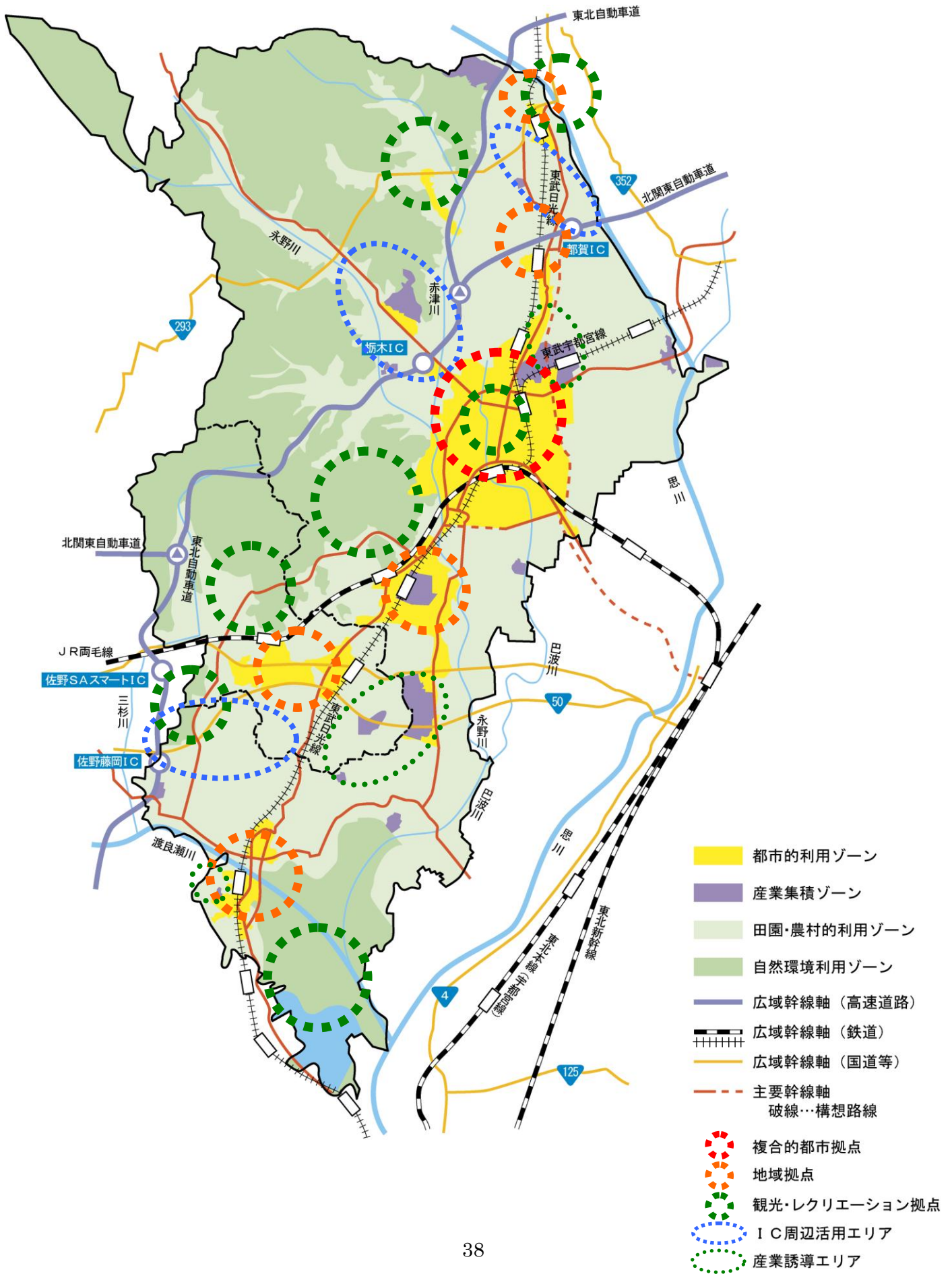
東北縦貫自動車道、北関東自動車道、一般国道 50 号、一般国道 293 号、主要地方道宇都宮栃木線など県内外との広域的な交流、連携の軸となる基幹道路の整備を促進するとともに、東武日光線・東武宇都宮線、JR 両毛線の利便性の向上を促進し、観光交流人口の増加や企業活動の一層の活性化のため、環境の充実を推進します。

また、近隣自治体との交流、連携を強化する軸として都市計画道路小山栃木都賀線などの幹線道路の整備を促進するとともに、広域行政、施設の相互利用、観光振興などまちづくりにおける連携の強化も進めていきます。

●観光交流軸

観光交流軸は、都市内連携軸、広域交流軸を活用し、観光交流・レクリエーション拠点間における人、情報など新たなネットワークを構築し、観光回遊ルートの創出に取り組むとともに、道の駅等における情報発信の強化を進め、相乗効果による観光振興を推進します。

○都市構造のイメージ図



5 新市のまちづくり体制（地域自治制度）

（１）背景

まちづくりの基本姿勢にもあるとおり、新市の発展は、地域の特性やこれまで進めてきたまちづくりを継承・発展させることが重要です。そのため、地域住民の声を反映し、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことと、両市町が進めてきた住民参加によるまちづくりの中で培われた“住民の力”を活かし、地域づくりを進めていくことが求められます。

また、合併により市域が拡大化することで「行政との距離」に不安感を覚える住民が少なくない中で、住民と行政が一体感を持って地域づくりを行うことができる仕組みが求められています。

（２）新たなまちづくり体制

合併による不安の解消、地域の特性やまちづくりの継承を進めるために、行政の取組として、広聴制度の充実や重点的な予算配分などの対応が想定されます。

しかし、新市は、市域の拡大化に加えて、少子高齢化と人口減少という状況を見通した中で自治体運営を行うことが前提となっています。行政の取組だけでは、地域の多様なニーズを十分に把握し対応することは困難であり、これまで以上に、住民自らの活動、各種地域団体の活動など、住民自治、地域自治によるまちづくりが求められます。

そこで、新市における新たなまちづくり体制として、栃木市において推進している住民、地域、団体、行政など多様な主体が参加する協働の仕組みとなる「地域自治制度」を引き続き推進します。

（３）地域自治制度の基本的な枠組み

①住民代表組織

住民や団体など、地域に関わる多様な主体の声を把握し、地域の意見として集約、調整するとともに、住民、地域、団体、行政の活動の連携を強化するために住民代表組織を設置します。

②身近な地域行政機関

住民の利便性の維持向上のための身近な行政サービスを提供するとともに、住民代表組織との連携により、地域のまちづくりの推進や住民活動等の支援を行うために身近な地域行政機関を設置します。

③地域の意見が反映される仕組み

住民代表組織や地域住民の意見が、地域行政機関の取組だけでなく、本庁が地域に関係する重要な取組を行う際にも、反映される仕組みを構築します。

（４）地域自治制度の具体像

新市における地域自治制度として、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく地域自治区を導入します。

①制度選択の理由

- ア) 地域自治区は法令に基づくものであり、また、設置手続きにおいて、新市発足前の合併協議で定める制度であることから、合併の不安を解消する上で望ましいため
- イ) 地域自治区は住民代表組織である地域協議会と地域行政機関である地域自治区事務所の設置、さらには、地域協議会の意見に対する市長の尊重義務が法令で定められており、基本的枠組みの条件を満たすため
- ウ) 地域自治区は地方自治法にも定めがあり、合併協議による設置期間経過後においても、継続的に制度を活用することが可能であるため
- エ) 栃木市では、既に旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町・旧西方町に地域自治区を設置しており、その成果から引き続き設置することが望ましいため

②設置区域

合併への不安の解消を第一に考慮し、岩舟町の区域に地域自治区を設置します。
(平成22年3月29日旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町の区域に、平成23年10月1日に旧西方町の区域に、それぞれ地域自治区を設置)

③地域協議会

住民代表組織として、自治会、産業、福祉、教育分野などの公共的団体、まちづくりに携わるNPOや住民などを構成員とする「地域協議会」が組織され、行政側の地域に関する取組に対して意見を発信したり、総合計画などの重要施策に関する市長からの諮問に答申を行います。また、地域の団体や住民と連携、協働し、地域の特性を活かした様々なまちづくり活動を展開し、「地域自治の要」としての役割を担います。

④地域自治区事務所

地域協議会や地域住民の意見を反映させつつ、地域協議会の活動支援、住民や団体のまちづくり活動の推進、地域特性を活かしたまちづくりを行うほか、旧町役場に設置される総合支所として住民サービスの提供を行い、住民に身近なところで対応することが望ましい事務や取組を身近なところで実施する「地域行政機関」としての役割を担います。

(5) 地域自治のあり方

①地域自治の目標

地域自治は、地域のまちづくりと自治の推進が目的です。一方で、新市は合併による効果を活かして一体的なまちづくりを推進することも重要であり、これらを両立させることが課題となり、相反する目標を抱えていると捉えることもできます。

元来、自治体は、住民、団体、企業など多様な主体により構成されており、多様

な個性の集合体です。このようなことから、個性ある地域が一つの自治体の中に共存しながら、全ての地域と住民が有機的なまちづくりを進め、「新市の発展」へとつなげていくことが重要です。

②地域自治制度導入にあたっての責務

地域自治制度は、新市の行政に地域住民の意見を反映する仕組みを整え、合併の不安を解消することが大きな目的の一つです。同時に、住民や地域自らの手によるまちづくりを推進する自治のための制度です。

住民代表組織や地域住民は、行政側に一方的に意見を述べ要望するのではなく、「自治」を念頭に置き、住民や地域自らができるものは自ら行うという自助・共助の意識を高め、住民自ら、地域自らが、あるいは多様な主体の連携、協働により、地域のまちづくりを進めることが求められます。

また、地域行政機関は、まちづくりに関する情報を積極的に住民代表組織や地域住民と共有化するとともに、地域住民のパートナーとしての自覚を持ち、住民代表組織や住民の活動を積極的に支援することが求められます。

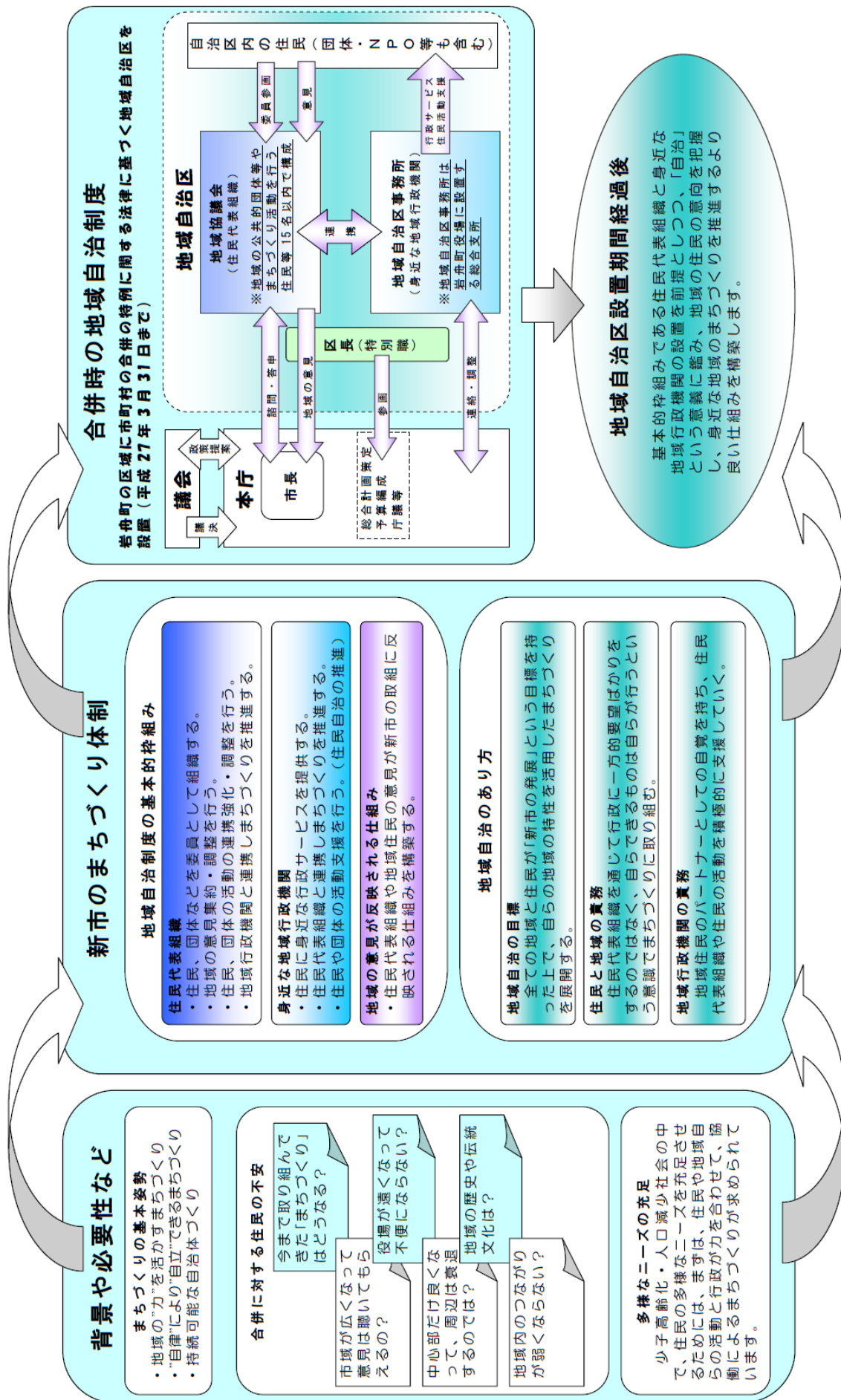
なお、新市において、地域自治制度を中心として、住民、団体、行政など多様な主体が参加した協働のまちづくりを推進するためには、それぞれの役割と責務を明確化する基本的なルールづくりを行うことも検討する必要があります。

③地域自治制度の発展方向性

新市においては、地域自治制度について恒常的な検証と調整を行い、その目標である「新市の発展」に一層寄与するものへと近づけていきます。

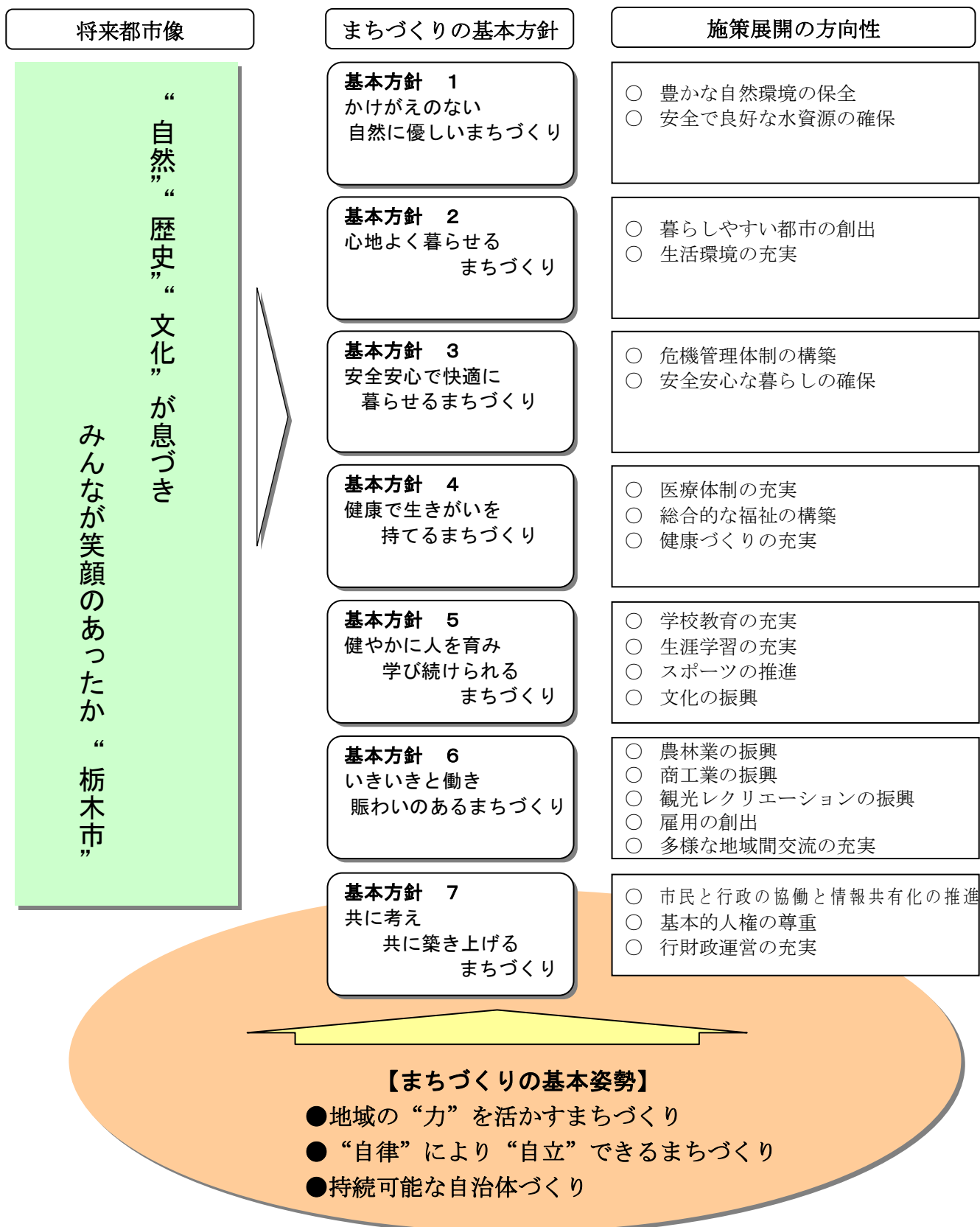
また、合併協議による地域自治区の設置期間は、平成 27 年 3 月までです。この期間経過後の体制については、基本的枠組みである住民代表組織と地域行政機関の設置を前提としつつ、「自治」という意義に鑑み、地域の住民の意向を把握し、身近な地域のまちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。

○ 地域自治制度の概念図



◆第5章 新市の施策

1 施策の体系



2 施策の展開

基本方針1 かけがえのない自然に優しいまちづくり

(1) 豊かな自然環境の保全

地域の貴重な資源でもある豊かな自然環境は、保水、CO₂の吸収、またヒーリング（いやし）効果など、われわれの生活に密着した多様な機能を有しており、良好な生活環境を形成するうえでも、大変重要な役割を担っています。温暖化をはじめとする地球環境の悪化は世界的な問題ですが、環境の変化が引き起こすと思われる昨今の集中豪雨や竜巻などの自然災害は全国規模で増えつつあり、市民、地域、行政が一体となって、より身近な問題として環境問題に取り組むことが求められています。

地域の貴重な自然環境の保全や地球環境にやさしい循環型社会の形成に向けて、自然資源を活用した環境学習や環境イベントなどの啓発活動を行うことにより、市民の環境保全意識を醸成し、ごみの分別などのリサイクル活動、マイバッグ運動、住宅用太陽光発電システムの導入支援、電気自動車の普及など、市民一人ひとりが取り組むことのできる活動を推進します。

【施策分野】

- 環境の保全
- 循環型社会の形成
- 新エネルギーの推進

(2) 安全で良好な水資源の確保

新市は豊富な地下水に恵まれ、水道水源においてもその恩恵を受け、安全でおいしい水を供給していますが、社会経済活動による化学物質等の流出や異常気象による干ばつなど、地下水においても汚染や渇水が心配されます。そのため、水源や浄水場において水量・水質など厳しい監視と検査を行い、安定給水のための施設、体制の拡充及び安定した水源の保全を進めていく必要があります。安全で安定した水道水を利用できるよう、水道事業の安定経営、水道施設の整備・管理、水源の保全などに努めます。

快適で衛生的な生活環境の実現と河川等公共用水域の水質汚濁を防止するため、効率的な事業運営を行いながら、生活排水処理施設の整備を進める必要があります。このため、下水道事業の安定経営を行うとともに、公共下水道の整備、施設の維持管理を行い、合わせて顧客の拡大と下水道サービスの向上を図ります。

また、身近な緑地や河川等の美化など地域の環境を保全する活動においても、市民、地域、行政が一体となって緊密な連携のもと推進していきます。

【施策分野】

- 上水道の整備・管理
- 生活排水処理施設の整備・管理
- 河川環境の整備・管理

基本方針 1 【かけがえのない自然に優しいまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
豊かな自然環境の 保全	環境の保全	○ 環境基本計画の推進 ○ 不法投棄防止活動の推進 ○ 公害対策の充実 ○ 環境学習の推進 ○ 環境イベント等の実施・支援
	循環型社会の形成	○ ごみの資源化・減量化の推進 ○ リサイクル活動の推進 ○ マイバッグ持参運動の推進 ○ 省エネルギーの推進 ○ 水循環システムの推進
	新エネルギーの推進	○ 太陽光発電システムの普及促進 ○ EV・PHV 車の普及促進 ○ 公共施設への EV スタンド設置の促進
安全で良好な水資源の確保	上水道の整備・管理	○ 上水道の整備
	生活排水処理施設の整備・管理	○ 公共下水道の整備 ○ 農業集落排水事業の整備 ○ 合併浄化槽の普及推進
	河川環境の整備・管理	○ 河川親水環境の整備と保全 ○ 河川美化活動の推進 ○ 地下水の保全

基本方針２ 心地よく暮らせるまちづくり

（１）暮らしやすい都市の創出

新市は、鉄道や道路網などの利便性の高い交通環境やそれに伴う企業立地などの雇用環境、高等学校等の教育環境が充実し、豊かな自然と調和した暮らしやすい環境となっています。しかしながら、地域全体としては人口の減少が見られることから、居住環境の優位性のPRや地域のイメージアップを図るとともに、より一層暮らしやすい環境を整えることが求められます。

自然環境と調和した計画的な土地利用を図りながら、まちとしての魅力や活力を生み出す都市基盤の充実や住民の生活が充足する機能の維持向上を図るとともに、公共交通体系の充実により、誰もが都市の利便性を享受できる環境づくりを推進します。

また、居住適地への民間住宅開発の誘導や土地区画整理事業の推進などにより良好な住宅地を供給し、新たな人口の流入に努めるとともに、身近な生活道路の維持管理や高齢者に配慮した生活環境の整備により、誰もが暮らしやすい環境の維持向上に努めます。

【施策分野】

- 都市基盤の充実
- 景観形成の充実
- 定住環境の整備推進
- 公共交通体系の充実

（２）生活環境の充実

公園や緑地は、地域のふれあいや子育て支援の場として利用され、都市景観の向上や都市環境の改善などにも寄与しています。そのため、利用者や地域のニーズを踏まえた整備と、市民協働により地域に親しまれる管理運営を行っていく必要があります。住民が身近にふれあい、憩い、やすらぎ、遊べる公園緑地を創り出すため、安全で快適に利用できるよう管理の充実を図るとともに、計画的な整備に努めます。

【施策分野】

- 公園緑地の維持・整備
- 衛生環境の充実
- 住環境の維持・向上

基本方針２ 【心地よく暮らせるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
暮らしやすい都市の創出	都市基盤の充実	○ 計画的な土地利用の推進 ○ 都市計画マスタープランの推進 ○ 土地区画整理事業の推進 ○ 駅周辺交通環境の整備 ○ 都市計画道路・幹線道路等の整備
	景観形成の充実	○ 景観計画の遂行 ○ 良好な景観の保全・誘導
	定住環境の整備推進	○ 定住支援事業の充実 ○ 民間住宅開発の誘導 ○ 土地区画整理事業の推進（再掲）
	公共交通体系の充実	○ コミュニティバス路線の再構築 ○ デマンドタクシーの運行 ○ 鉄道との連携及び円滑化の推進
生活環境の保全	公園緑地の維持・整備	○ 都市公園の維持管理の充実 ○ 運動公園の施設整備の充実 ○ 自然散策路等の充実
	衛生環境の充実	○ 斎場の再整備の検討 ○ 墓地公園の整備
	住環境の維持・向上	○ バリアフリー化の推進 ○ 生活道路等の整備及び維持管理 ○ 市営住宅の維持管理

基本方針3 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

(1) 危機管理体制の構築

新市は、気象条件にも恵まれ、地震等も比較的少ない地域です。しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災のほか、集中豪雨や竜巻など全国各地で大規模かつ多様な災害が発生しており、安心して住み続けられる地域の形成には、防災・危機管理体制の強化を図ることが求められています。そのため、災害を未然に防止するための治山事業や河川整備を促進し、自主防災組織の育成など地域や住民の災害対応力の向上を図るとともに、市域の広がりに対応した防災体制の構築を進めます。

また、消防車両をはじめとする資機材等の整備や消防救急デジタル無線の整備により消防・救急体制の強化を図るとともに、消防団員の確保など非常備消防の充実に努めます。

そのほか、新たな危機管理の観点から、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザなどの感染症発生時の対応マニュアルの作成により、疾病予防対策を強化します。

【施策分野】

- 防災・危機管理の強化
- 消防・救急体制の充実

(2) 安全安心な暮らしの確保

高齢化や核家族化が進む中で、安全安心なまちづくりには、緊急時の対応体制の充実や地域防犯活動などの防犯対策により、市民が犯罪や事故に巻き込まれない環境を整えることが求められています。また、市民、特に子どもやお年寄りの交通事故の防止が課題となっており、歩行者用専用道の整備促進など交通安全対策を推進します。

住民の消費生活の場面においては、不当要求や悪質商法等による被害、特に高齢者を狙った振り込め詐欺などが多発しています。このような消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターの機能を強化し、若者や高齢者を対象とした正しい消費知識の普及や啓発に取り組み、迅速な情報提供に努めます。

また、身近な市民の生活不安を解消するため、市民生活相談体制の充実を図り、消費者の利益の擁護に努めます。

【施策分野】

- 防犯・交通安全対策の充実
- 市民相談窓口の充実
- 消費生活の安定と向上

基本方針 3 【安全安心で快適に暮らせるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
危機管理体制の構築	防災・危機管理の強化	○ 危機管理体制の充実 ○ 防災・減災対策事業の実施 ○ 公共施設の耐震化の促進 ○ 一般住宅の耐震化の支援 ○ 市域の広がりに対応した防災体制の構築 ○ 地域、住民の災害対応力の向上 ○ 災害時における要援護者の支援活動構築 ○ 河川・調整池の適切な整備・管理 ○ 感染症発生時の対応マニュアルの作成
	消防・救急体制の充実	○ 消防・救急体制の充実 ○ 消防団の充実 ○ 消防施設・設備の維持・整備 ○ 消防水利の充実
安全安心な暮らしの確保	防犯・交通安全対策の充実	○ 防犯・交通安全意識の啓発 ○ 地域防犯活動の促進 ○ 防犯設備の充実 ○ 交通安全施設の維持・整備 ○ 歩行者専用道の整備促進
	市民相談窓口の充実	○ 総合的な市民相談体制の構築
	消費生活の安定と向上	○ 消費生活等に関する情報提供の充実 ○ 消費生活センターの管理運営

基本方針 4 健康で生きがいを持てるまちづくり

(1) 医療体制の充実

高齢者の単独世帯の増加や子育て世代を中心とした核家族化が進む中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、身近な医療から高度・専門医療まで、様々な段階の医療をいつでも安心して受けられる環境を整えていくことが必要です。そのためには、栃木地区病院統合再編等により地域の医療機関、地域の中核病院等の充実を図るとともに、患者集中を解消し、初期、二次、三次の医療の機能分化を推進し、適切な機能を十分に果たすことができる環境を整えることが求められています。

市民の日常的な医療ニーズを満たすため、医師会や医療機関等との連携により、かかりつけ医等の普及・定着に努めるとともに、地域拠点等における医療福祉機能など地域医療の充実を図ります。

また、急患センターの強化、小児救急医療の充実により初期救急医療体制を充実させるとともに、安定した二次救急医療体制を確保することにより、市民が安心できる救急医療体制の充実に努めます。

さらに、市民の医療の確保と健康の保持を推進する基盤として、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の健全な運営などを推進します。

【施策分野】

- 地域医療の充実
- 救急医療体制の充実
- 社会保険安定運営

(2) 総合的な福祉の構築

人の一生には、誕生、就学、就職、結婚、子育て、退職、介護など様々なライフステージがあり、そこに、家庭環境、経済環境、ハンディキャップなどの個人が置かれた異なる状況も加わると、市民が必要とする福祉サービスは多岐にわたります。

要支援者の多様なニーズに応じ、細やかな福祉サービスを提供していくためには、地域と連携し様々な主体による福祉の取組を推進するとともに、ライフステージなどに応じた福祉サービスの提供を総合的、かつ、体系的に構築していくことが求められます。

そのため、相談窓口の設置や専門職の充実に加え、医療機関、教育機関、就業斡旋機関などとの連携を強化し、総合的に対応可能な福祉の体制を整備します。

また、社会福祉協議会、NPO等の地域福祉団体、福祉ボランティアなどとの連携により、生活の安定や自立に向けた支援を行うとともに、住民意識の高揚を図り、地域社会で支え合う地域福祉の充実を図ります。

さらに、児童、障がい者、高齢者やその家族など、支援を必要とする住民が安心して暮らし、自立と社会参加が可能となるような、各種福祉サービス制度の充実に努めていきます。

【施策分野】

- 総合的な福祉サービス提供体制の構築
- 地域福祉の充実
- 子育て環境の充実
- 障がい者の自立支援の充実
- 高齢者の自立支援の充実
- 低所得者の自立支援の充実

(3) 健康づくりの充実

市民が生涯を通じて健やかに安心して暮らすためには、医療や福祉の充実だけではなく、事前の疾病予防からリハビリテーションに至るまで、総合的な市民の健康を保持・回復する取組が求められています。

また、各種の感染症の発生や拡大を防ぐための意識啓発や体制づくりが求められており、予防接種受診支援により感染拡大を防ぎます。

そのほか、生涯を通じた健康の出発点である母子保健の充実を図るため、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を実施し、親と子の健やかな成長を支援します。

さらに、病気全般を予防するための生活習慣の改善を促すアドバイスや、健康の保持・増進のための健康相談やイベントの実施などにより日常の健康づくり支援を行います。

【施策分野】

- 予防対策の強化
- 市民の健康づくり支援
- 母子保健の充実

基本方針 4 【健康で生きがいを持てるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
医療体制の充実	地域医療の充実	○ 医師会・医療機関等との連携強化 ○ かかりつけ医の普及・定着 ○ 身近な医療体制の充実
	救急医療体制の充実	○ 急患センター機能の充実 ○ 小児救急医療の充実 ○ 二次救急医療体制の確保
	社会保険安定運営	○ 国民健康保険制度の安定運営 ○ 後期高齢者医療制度の安定運営の推進
総合的な福祉の構築	総合的な福祉サービス提供体制の構築	○ 総合的な相談窓口の設置 ○ 専門職の充実 ○ 医療機関・教育機関との連携強化 ○ 各種福祉関連団体との協力体制の強化
	地域福祉の充実	○ 地域福祉拠点の整備 ○ 地域福祉活動団体との連携強化 ○ 意識啓発の推進 ○ 福祉ボランティアの養成
	子育て環境の充実	○ 母子に関する医療費の助成 ○ 子育て支援施設・保育園の整備・充実 ○ 仕事と子育ての両立支援の充実 ○ ひとり親家庭等の自立支援の推進
	障がい者の自立支援の充実	○ 相談支援の充実 ○ 日常生活の支援の充実 ○ 就労支援の充実 ○ 交流機会・社会参加の充実 ○ 権利擁護の推進
	高齢者の自立支援の充実	○ 介護予防サービスの充実 ○ 地域包括支援センターの設置 ○ 日常生活支援・外出機会支援の充実 ○ 介護保険サービスの充実 ○ 介護保険施設の整備促進 ○ 権利擁護の推進 ○ 高齢者向け住宅整備の促進
	低所得者の自立支援の充実	○ 生活保護の実施 ○ 就労支援の充実
健康づくりの充実	予防対策の強化	○ 各種健診・予防接種等の充実 ○ 感染症に関する意識啓発
	市民の健康づくり支援	○ 健康福祉施設の充実 ○ 健康づくりイベントの実施 ○ 健康相談・教育の充実 ○ 健康づくりに関する情報提供の充実
	母子保健の充実	○ 妊婦・乳幼児健診の充実 ○ 子育て相談・発達相談の充実

基本方針５ 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

（１）学校教育の充実

グローバル化社会の中で、次の時代を担う子どもたちは、新市、さらには、地球規模で活躍する可能性を秘めた大切な“財産”であり、教育は、新市の発展の礎を築くだけでなく、社会全体を支える人材づくりとしても重要な役割を担っています。

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など家庭や社会の様々な変化の中で、教育環境の充実を図っていくためには、学校、家庭、地域など様々な主体が連携し、強い絆を結んで新市の教育をつくりあげることが求められています。

教育の中心となる学校教育においては、子どもたちが社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を持ち、一人ひとりが健全な心と体、夢や生きがい、さらには地域への愛着と誇りを備えた人材となることができるよう、基礎学力の向上を図ります。また、両市町が取り組んできた特色ある教育実践を活かした総合的な学習、国際教育、学校給食を活用した食育の推進など多彩な教育プログラムの導入により、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた学校教育の充実を推進します。

また、充実した学校教育の前提となる条件整備のために、教育研究所の充実等による教員の資質向上、外国語指導助手や学校支援員の導入による教育体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改修や学校の統合・整備などを進めていきます。

さらに、幼保・小・中・高の連携による教育の一貫性、家庭教育、青少年健全育成活動や子育ての支援など地域活動との連携などを進めるとともに、それらの機能や活動を有機的に結び、新市全体としての教育力を高めるため、地域社会が一体となって、未来を担う子どもたちを育てるための栃木型教育を推進します。

【施策分野】

- 確かな学力の育成
- 豊かな心及び健やかな体の育成
- 魅力ある教育環境の充実
- 一貫性のある教育の充実

（２）生涯学習の充実

多様なライフスタイルが広がりを見せる社会においては、より心豊かな生活を実践していく上で多様な知的欲求を充足していく必要があり、人生を充実させる主体的な活動の場や地域における人材育成や活躍の場として、誰もが学び、誰もが教えることのできる生涯学習環境の充実が求められています。

生涯学習に対する多様なニーズを充足させるため、生涯学習拠点の充実や各地域の公民館等との相互ネットワーク化により、利用しやすい生涯学習環境を構築します。

また、地域の多彩な人材を講師として活かすことなどにより生涯学習メニューの充実を図るとともに、地域を学び郷土への理解を深める地域学習など、市民間の交流や新市の一体化を推進する場としての生涯学習も併せて推進していきます。

【施策分野】

- 生涯学習環境の充実
- 生涯学習機会の充実

(3) スポーツの推進

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰もが健康で生きがいを持って生活できる地域社会の形成が重要となっており、健康づくりやコミュニティの場として、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツマスタープランを策定して総合的な推進を図るとともに、スポーツ施設や身近な運動場の充実に努めます。

また、スポーツに参加する機会の充実として、地域コミュニティとしての総合型地域スポーツクラブ等の活動への支援や各種大会を開催するとともに、新市としてのスポーツ交流大会の開催等を検討し、市民間の交流や新市の一体化を推進する場としてのスポーツの振興も併せて進めていきます。

【施策分野】

- スポーツ環境の充実
- 生涯スポーツの推進

(4) 文化の振興

新市が発展していくためには、優れた都市機能や交通の充実だけでなく、市民の心や文化活動の育成、次世代へと引き継ぐべき財産である文化財の保全など、地域の優れた文化を振興していくことも重要であり、文化振興基本計画を策定し、施策を総合的に推進していくことが必要です。

心豊かな市民性を育てるために、地域の財産である芸術作品の展覧会の開催等により、芸術にふれる機会を増やすとともに、文化施設の修繕等を計画的に進めるなど、文化に親しむ環境の充実に努めます。

また、各地域の文化施設等を中心として、文化活動団体の支援や文化の伝承者の確保・育成を図り、地域の特色ある文化の発展、歴史の継承に努めます。

さらに、地域の特色でもある文化財をはじめとした歴史的文化遺産の調査、研究、保存を進め、地域学習などの教材として活用することで子どもたちの郷土の歴史と文化に対する理解と意識の高揚を図るとともに、新市の活性化に寄与する文化観光資源としての活用を図ります。

【施策分野】

- 文化芸術活動の推進
- 歴史文化の保護と活用

基本方針 5 【健やかに人を育み学び続けられるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
学校教育の充実	確かな学力の育成	○ 学力の向上 ○ 特別支援教育の充実 ○ 国際教育の充実 ○ 今日的課題に対応した教育の充実 ○ ふるさと学習の推進 ○ キャリア教育の充実
	豊かな心及び健やかな体の育成	○ 道徳教育の充実 ○ 人権教育の推進（学校教育） ○ 児童生徒指導の充実 ○ 健康教育の推進 ○ 体力の向上 ○ 食育の推進
	魅力ある教育環境の充実	○ 開かれた特色ある学校づくりの推進 ○ 教員の指導力向上 ○ 指導・支援環境の充実 ○ 学校安全の充実 ○ 学校施設・設備の充実
	一貫性のある教育の充実	○ 幼・保・小・中・高の教育の一貫性の確保 ○ 幼児教育の推進
生涯学習の充実	生涯学習環境の充実	○ 生涯学習ネットワークの構築 ○ 社会教育施設の充実
	生涯学習機会の充実	○ 市民の学習機会の充実 ○ 家庭教育支援の充実 ○ 青少年教育の推進 ○ 人権教育の推進（社会教育） ○ 読書環境の推進
スポーツの推進	スポーツ環境の充実	○ スポーツ施設の整備・充実 ○ スポーツ団体の育成・支援
	生涯スポーツの推進	○ スポーツ交流の推進 ○ スポーツ普及の推進
文化の振興	文化芸術活動の推進	○ 文化芸術に親しむ機会の充実 ○ 文化団体等の育成・支援
	歴史文化の保護と活用	○ 文化財等の保存と活用 ○ 郷土芸能等の継承支援

基本方針6 いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

(1) 農林業の振興

新市は、米、麦、いちご、トマト、ぶどう、さつまいも、にら、肉用牛などに代表される優良な農産物の生産地です。新市においても、各地域が力を入れていたブランド化や生産地としての地位向上の取組を引き続き推進するとともに、他の業種との連携による新たな農業の展開を推進するなど、足腰の強い産業として、農業を活性化していく必要があります。

農地や用排水路をはじめとする農業生産基盤の整備や生活環境の改善を進めるとともに、農業団体と連携し、新たな就農者の支援や担い手の育成、農産物の直売施設等の機能充実とＩＴ活用による全国への販売など流通体制の多様化や効率的な生産体制の確立を進め、農業経営基盤の充実を図ります。また、飲食業や観光産業などとの連携により、地域ブランドの育成、体験農業等グリーンツーリズムによる都市住民との交流など農業の持つ新たな可能性を引き出し、特色ある農業を展開していきます。

また、森林は水源のかん養や地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。新市の豊かな森林を資源として保全し、有効活用を推進するとともに、木材利用の促進、間伐支援、林道等の維持管理などにより、林業者により維持可能な森林づくり（循環型林業）を推進し、林業の振興を図ります。

【施策分野】

- 農業経営基盤の充実
- 特色ある農林業の展開

(2) 商工業の振興

商業は、まちの顔としての機能、地域生活の基礎となる機能など、多様な機能を有しており、新市の魅力を高めるとともに、市民生活の利便性を維持向上するため、その機能の再生と一層の活性化が求められています。

商工団体との連携をより一層深め、経営者の意識改革や経営体質強化の支援、空き店舗対策、イベント販売促進活動等による商店街への支援や地域生活に根ざした商業の環境整備を進めるとともに、計画的な土地利用による商業施設の配置誘導、農商工の連携促進などを行います。

また、工業は、新市の活力を生み出す経済的基盤としての役割を担っており、個々の事業所の経営体質の強化とともに、グローバル化した経済の中において、新市の工業全体の競争力を高めていくことが求められています。

金融機関等との連携による制度融資の実施により事業所の設備投資や経営体質強化を推進するとともに、異業種・同業種交流や産学官などにおける新たなネットワークの構築など製品開発分野や流通における連携を強化することにより、製品のブランド化や新たな特産品開発を促進し、競争力のある工業の振興に努めます。

【施策分野】

- 商業の振興
- 工業の振興

(3) 観光レクリエーションの振興

新市には、渡良瀬遊水地、太平山県立自然公園、その南山麓（さんろく）に広がるぶどう団地、つがの里、金崎さくら堤、蔵の街の景観、三轟山やいわふねフルーツパークなどをはじめとした多くの観光資源や地域の資源、特性を活かした多彩なイベントがあります。新市の存在感を高め市民の郷土愛を醸成するとともに、地域を支える産業分野の一つとして観光レクリエーションの振興が求められています。

資源の特性や観光ニーズに応じて、一つ一つの観光交流・レクリエーション拠点の魅力を高めるとともに、道の駅などを活用した観光情報提供体制の充実、点在する観光資源を活かした「歴史」、「自然」、「食」などのテーマ別観光ルートの設定など、資源を有機的・戦略的にネットワーク化し、多様なニーズを充足できる総合的な観光地づくりを推進します。

また、農林業、商工業、観光の連携による特産品開発、農林業と観光による滞在・体験型観光の充実など、業種を越えた連携を強化する取組や、観光ボランティアの育成による観光案内の充実や市民、事業者への研修による「おもてなしの心」の普及など、観光地として新たな付加価値の創造を目指します。

さらに、平成 24 年 5 月に開業した東京スカイツリータウン®の栃木県のアンテナショップ「とちまるショップ」を活用するなど、栃木市の魅力のPRに努め、来訪者の増加を図ります。

【施策分野】

- 魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成
- 観光ネットワークの形成
- 新たな付加価値の創造

(4) 雇用の創出

産業振興や企業誘致によってもたらされる雇用の創出は、次世代の定住化や新たな流入人口の誘導、新市の行財政基盤の強化など多様な役割を有しており、新市が暮らしやすいまちとして発展を目指すうえで、重要な要素となります。

東北縦貫自動車道と北関東自動車道が交差するという地理的優位性を活かし、栃木インターチェンジや都賀インターチェンジ周辺の企業の立地環境の整備を推進するとともに、佐野藤岡インターチェンジや国道 50 号沿いなどの産業適地に新たな土地利用を検討します。併せて、既存の工業団地など市内の産業適地に関する情報を一元化するなど、企業側の多様なニーズに応じた情報提供、立地支援体制の確立を図ります。

また、合併の効果を活かし、農林業、商工業、観光産業各分野の事業者、まちづくり団体など、産業間、地域間の新たな連携を促進するとともに、良好な自然環境や豊富な水資源など地域の特性やイメージを活かした新産業創出の促進を図ります。

さらに、新市には、世界的規模の企業も立地しており、団塊の世代を中心に様々な経験を積んだ退職者が地域の一員として生活しています。そのノウハウや技術を活用したコミュニティビジネスなど新たな起業の形による多様な雇用の創出が図られるよう、情報提供を充実させていくとともに、年齢や性別を問わず意欲のある人が起業、就労できるよう勤労者福祉の充実など、誰もが安心して働ける環境整備を促進します。

【施策分野】

- 企業誘致の推進
- 新産業創出の推進
- 多様な雇用環境の創出

(5) 多様な地域間交流の充実

両市町は、教育分野や産業分野の交流を中心に、それぞれが国内、又は海外の自治体等との交流を推進してきました。新市においても、これまでの両市町が築いた信頼関係を受け継ぎ、さらなる交流の輪を広げていくことにより、グローバル時代に対応した人材育成やまちづくりが求められます。

国内交流においては、合併を契機に新市の住民や団体に交流の輪を広げ、新たな魅力をPRする取組を強化するとともに、交通利便性などの地理的優位性を活かし災害時相互応援協定の締結も含めて首都圏自治体との連携強化にも努めていきます。

国際交流においては、従来の実績を重視しつつ、教育交流事業を推進し国際感覚を備えた人材育成に努めるとともに、関係団体との連携により外国籍市民との共生を推進し、誰もが住みよい地域社会の実現を目指します。

新市のまちづくりは、地域自治制度の導入など、それぞれが地域特性を活かしながら進めていくものですが、目指すところは「新市の発展」であります。このため、全市的な取組として、市民スポーツ交流大会や観光資源、文化財など地域に関する学習機会の提供などの交流事業の開催を推進し、住民同士が互いを知り、地域の良さを理解することで、新市としての一体感の醸成を図っていきます。

【施策分野】

- 国内・国際交流の推進
- 全市的交流イベント開催の推進

基本方針6 【いきいきと働ける賑わいのあるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
農林業の振興	農業経営基盤の充実	○ 農業基盤の維持・整備 ○ かんがい排水施設の保全と整備促進 ○ 優良農地の適切な保全 ○ 農業団体との連携強化 ○ 新規就農者支援、担い手の育成支援 ○ 農産物直売施設等の機能充実 ○ I Tによる販売・流通体制支援
	特色ある農林業の展開	○ 地域ブランドの育成 ○ 食と農の連携による食育・地産地消の推進 ○ 体験農業等グリーンツーリズムの推進 ○ 安全安心な農産物の生産支援 ○ 間伐等森林整備の推進 ○ 林道・作業道の維持・整備 ○ 里山林の整備・利活用の推進
商工業の振興	商業の振興	○ 商店街の活性化支援 ○ 地域ブランドの推進 ○ 商工団体との連携強化 ○ 商業環境の整備促進
	工業の振興	○ 業種間連携の促進 ○ 産学官の連携強化 ○ 製品ブランド化の促進 ○ 制度融資の実施
観光レクリエーションの振興	魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成	○ 観光交流・レクリエーション拠点の整備・充実 ○ イベント等開催の支援 ○ 観光ニーズの調査分析
	観光ネットワークの形成	○ 観光情報提供体制の強化 ○ テーマ別観光回遊ルートの設定 ○ 観光関係団体のネットワーク化の推進
	新たな付加価値の創造	○ 地域連携、産業連携による特産品開発 ○ 滞在・体験型観光の推進 ○ ブランド力の向上 ○ 観光に携わるボランティアの育成支援 ○ 「おもてなしの心」の普及
雇用の創出	企業誘致の推進	○ 高速道路 I C 周辺エリア活用整備の推進 ○ 産業適地の利活用の推進 ○ 企業への情報発信、支援体制の充実
	新産業創出の推進	○ 食と農の連携推進（再掲） ○ 地域ブランド開発の推進
	多様な雇用環境の創出	○ コミュニティビジネスの推進 ○ 企業等と住民を繋ぐ人材バンク等の検討 ○ 勤労者福祉の充実
多様な地域間交流の充実	国内・国際交流の推進	○ 国内外の友好都市等との相互交流の推進 ○ 国際交流団体との連携強化 ○ 国際交流イベントの開催 ○ 語学講座等支援事業の充実
	全市的交流イベント開催の推進	○ 新市発足記念式典等の実施 ○ 市民スポーツ交流大会等の開催

基本方針7 共に考え共に築きあげるまちづくり

(1) 市民と行政の協働と情報共有化の推進

新市においては、市域の拡大により、少子高齢化、人口減少、環境問題などの時代のすう勢に、よりの確かつ迅速な対応を求められていくことから、様々な主体が参画する協働の必要性がより一層高まっています。また、住民の多様なニーズに対応し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、市民と行政の協働によるまちづくりの仕組みを構築していく必要があります。

協働のまちづくりの基盤として、住民代表組織と身近な行政機関を設置する地域自治制度（第4章の5新市のまちづくり体制参照）を導入し、岩舟町の区域に地域自治区を設置するとともに、新たな住民参加や住民活動の支援に関する制度を確立し、地域自治の仕組みを構築します。

また、地域自治の基礎となる住民や自治会活動などの住民自治を推進し、さらには、地域属性によらないNPO等の市民活動を活発化することにより、様々な主体の協働によるまちづくりを推進していきます。

新市の一体化を図り、協働のまちづくりを進める上では、まちづくりの主体となる市民と行政が必要な情報を共有化していくことが求められます。

市民が必要とする情報は、広報紙、ホームページやケーブルテレビ等を通じてわかりやすい情報提供に努めるとともに、個人情報などの守るべき情報と情報公開制度により公開すべき情報を適切に管理することにより、市民との情報共有化を推進します。

また、市域の広がりが市民と行政との距離の広がりとならないよう、新市に適した広聴制度の導入や委員公募制の導入を推進し、市民参画の充実に努めます。

【施策分野】

- 地域自治の仕組みづくり
- 身近なまちづくりの推進
- 市民活動の推進
- 市民参画の充実
- 情報共有化の推進

（２）基本的人権の尊重

新市の発展は、全ての住民が自らの個性と能力を十分に発揮することで、実現するものです。そのためには、地域間の文化の違い、また障がい者や外国人などあらゆる人々の考え方や、生活習慣を理解するとともに、互いに認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会の形成が求められます。

人権関係団体と連携しながら、正しい知識を広める人権教育・啓発により心理的な差別を解消し差別のない地域社会を形成するとともに、人権に関する様々な悩みを抱える住民を支援していくための相談窓口の充実に努めていきます。

また、誰もが生き生きと暮らし豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、関係団体と連携・協働しながら性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、各種の審議会等において、行政が率先して、性別に偏ることのない委員の登用を進めることなどにより、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

【施策分野】

- 人権の尊重
- 男女共同参画の推進

（３）行財政運営の充実

協働のまちづくりとは、市民と行政が共にまちづくりの主体としての責務を有し、連携とそれぞれの役割分担によりまちづくりに取り組むことであり、それをもって、行政の責務を軽減させるものではありません。新市の行政は、まちづくりの主体の責務を果たすとともに、市民からは協働のパートナーとして認められる存在となることが求められます。

合併を好機として、その効果を最大限に活用し、事務事業や業務手法の見直しや適正な職員定数の管理、さらには適切な収入の確保対策の推進等により行財政の基盤強化を図るとともに、職員の専門性向上や窓口の利便性向上など、市民サービスの提供体制の充実に努め、市民から行政が真に信頼される存在となるよう行財政運営の充実を図ります。

また、近隣自治体等との連携を強化し、住民サービスの充実に努めます。

【施策分野】

- 行財政基盤の強化
- 市民サービスの提供体制の充実

基本方針 7 【共に考え共に築き上げるまちづくり】

施策展開の方向性	施策分野	主 な 取 組
市民と行政の協働 と情報共有化の推 進	地域自治の仕組みづ くり	○ 地域自治の制度の確立 ○ 地域自治・住民自治の意識啓発 ○ 地域内の住民や団体の連携強化
	身近なまちづくりの 推進	○ 自治会の活動支援・連携強化 ○ 地域の人材育成 ○ 協働のルールづくりの検討
	市民活動の推進	○ 市民活動への支援制度確立と拠点施設の運営 ○ 市民活動に関する情報提供の充実 ○ NPO等の育成 ○ 女性団体等との連携強化 ○ 青少年健全育成活動の推進
	市民参画の充実	○ 新市に適した広聴制度の運用 ○ パブリックコメント制度の活用 ○ 審議会等への委員公募制の推進
	情報共有化の推進	○ 広報紙による情報の発信 ○ ホームページの活用・管理運営 ○ ケーブルテレビ等による行政情報の提供 ○ 統合型地図情報等による新たな情報提供 ○ 情報公開制度の運用 ○ 個人情報の保護
基本的人権の尊重	人権の尊重	○ 人権教育・啓発の推進 ○ 人権関係団体との連携 ○ 人権相談窓口の充実 ○ 隣保館等の管理運営
	男女共同参画の推進	○ 男女共同参画意識の醸成 ○ 審議会等への女性委員の登用
行財政運営の充実	行財政基盤の強化	○ 総合計画の推進 ○ 行政評価システムの適正運用 ○ 財政健全化の継続推進 ○ 受益者負担の適正化 ○ 適正な職員定数管理の推進 ○ 公共施設の維持管理の効率化
	市民サービスの提供 体制の充実	○ 総合窓口化など窓口サービス体制の向上 ○ 総合支所の耐震化等の実施 ○ 職員の専門化・能力開発の推進 ○ 福祉等に関する専門職員数の拡充 ○ 広域的な行政の推進 ○ 広域連携組織への参加 ○ 公共施設の共同利用

◆第6章 新市における栃木県事業の推進

1 栃木県の役割

新市は、栃木県の南部に位置し、栃木、茨城、埼玉、群馬の4県の県境が接する地域であるとともに、北関東自動車道の全線開通により、太平洋と日本海を結ぶ横軸と首都圏と東北地方を結ぶ縦軸である東北縦貫自動車道の結節点となりました。

この地理的優位性を活かすことで、国内のみならず世界との交流・連携においても、さらなる発展が期待されます。

栃木県は、「新とちぎ元気プラン（2011～2015）」を基本としながら、新市と連携し、本地域の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援します。

2 新市における栃木県事業

（1）交通機能の充実

新市の一体化を促進し、各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、栃木栗野線、栃木藤岡線をはじめとする地域を結ぶ道路の利便性の向上に取り組むとともに、栃木県南の中核的な都市として、地域の特性を活かしさらなる発展を促進するため、都市計画道路小山栃木都賀線の早期開通をはじめとした近隣自治体との連携を強化する幹線道路の整備に取り組みます。

また、県内外との連携軸の強化として、北関東自動車道や一般国道 50 号、一般国道 293 号やコリドールネットワークを構成する基幹道路の整備を促進するとともに、高速道路から市街地や産業団地へのアクセス性の向上を図り、新市の着実な活性化につながるよう、効果的なアクセス道路整備を促進し、既存ストックを有効活用したスマートインターチェンジの設置可能性を検討します。

（2）都市機能の充実

人口の定住や新たな流入を促進するとともに、新市の魅力を向上させるため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 23 年 11 月）に基づいて、土地区画整理事業や上下水道等をはじめとした居住環境の整備を促進するとともに、中心市街地活性化や良好な街なみ景観の形成等の支援に努めます。

また、誰もが都市の機能を享受できる環境を整えるために、生活バス路線や鉄道をはじめとした公共交通体系の利便性向上に努めます。

さらに、地域の生活交通の充実のため、「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン」（平成 21 年 4 月）に基づく生活交通づくりを支援します。

（３）医療・福祉の充実

誰もが健康で安心して暮らせる地域を形成するために、地域の医療機関や医師会等と連携し、かかりつけ医等の普及定着や地域の中核病院の機能維持に努めるとともに、二次救急医療体制の整備に努め、総合的な医療体制の充実を図ります。なお、保健医療圏については、「栃木県地域医療再生計画」に基づき、県南医療圏連携ネットワークの構築など医療機関や医師会等との連携により、地域医療全体のバランスや住民の利便性を考慮した取扱いに努めます。

また、子育て世代、高齢者や障がい者をはじめ支援を必要とする人に対して、互いに支え合う福祉の基盤形成を促進するために、仕事と子育ての両立を支援する取組や地域福祉活動への支援に努めます。

（４）産業の振興

新市の経済発展の基盤を強化するために、高速道路網や良好な自然環境などの優位性をPRすることにより企業誘致活動を戦略的に推進し、成長性に富む企業の立地及び定着に努めます。

また、地域特性を活かし魅力あふれる新市の形成を促進するために、豊かな自然環境や歴史資源などの魅力向上を支援し、多くの人を訪れる観光地づくりを促進します。

さらに、「とちぎ農業成長プラン」（2011～2015）に基づき、農業の経営基盤を充実させるために、農業試験場が中心となって新品種や新技術の開発に取り組むとともに、全国に誇れる新たなブランド農産物の育成支援や、かんがい排水事業の着実な推進などに取り組めます。

同様に、具体的な森づくりのビジョンを示した「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン 2011」に基づき、マーケットが求める品質・性能に優れた木材の安定供給体制の整備と低コスト林業の確立により、新たな成長産業への再生と低酸素社会や地域活性化に貢献する森林づくりに取り組めます。

◆第7章 公共施設の統合・整備

1 基本方針

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや市民の利便性等に十分に配慮するとともに、財政事情や次世代への負担を考慮するといった、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて統合・整備を進めることとします。

2 施設整備・活用の方針

(1) 既存施設・財産の活用の方針

既存の公共施設については、合併を機として、他の類似施設との複合化や役割分担、連携などを進めるとともに、地域住民との協働や指定管理者制度の導入等により、様々なニーズに対応した効率的なサービス提供と利便性の向上に努めます。なお、老朽化により更新や大規模改修が必要となった場合は、利用状況、類似施設の有無等を総合的に勘案し、統廃合も含めて検討していくものとします。

また、市有の未利用地等についても有効活用の検討を行うとともに、処分を含め適正な対応を検討していきます。

(2) 公共施設の新規整備

新規の公共施設の整備は、その必要性の検討と市民の意向の把握を十分に行うとともに、民設民営の可能性、他の施設の廃止による複合的利用の可能性、PFI方式など民間活力の活用、維持管理経費の将来負担、受益者の範囲等の多角的な視点で慎重に検討したうえで行うものとします。

(3) 受益者負担の適正化

公共施設の使用料は、誰もが使いやすい施設として、その機能を維持向上していくうえで大切な財源となるものです。新市においては、公共施設の使用料等の減額や免除の基準を一元的に見直し、受益者負担の一層の適正化を進めます。

3 庁舎整備の方針

新市の庁舎については、市庁舎は栃木市役所（注：旧福田屋百貨店栃木店を改修し、新庁舎として平成25年度に移転予定）とし、総合支所は当分の間は旧町庁舎を活用していくものとします。

また、市民サービスの低下を招かないよう電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な整備を行うとともに、老朽化した庁舎については必要な整備改築を行うものとします。

◆第8章 財政計画

1 財政計画の作成方法

本財政計画は、平成26年度～35年度までの10年間について、策定するものです。

策定にあたっては、歳入・歳出の項目ごとに、これまでの実績や今後の人口推計の推移等を踏まえるとともに、合併に伴う歳出の削減等、さらには、両市町の計画を踏まえ今後予定されている大規模事業などの特殊要因を加味して推計しました。

今後も、社会経済情勢の変化や地方分権・地域主権改革の進展等により、地方財政の先行きは不透明であることから、新市においては、この財政計画を一つの指標として活用しつつも、随時、その時点での適切な修正を加えながら、健全財政を基調とした財政運営を行っていく必要があります。

2 歳入・歳出の推計の考え方

(1) 歳入

①地方税

現行の税制度を基本に、過去の実績や将来人口推計等を踏まえ推計しました。

②地方交付税

人口減少等に伴う地方税の減収の影響や、合併に伴う算定の特例（合併算定替）などを踏まえて推計しました。

③国庫支出金・県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、岩舟町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しました。

④繰入金

財源不足額を見込んで推計しました。

⑤繰越金

前年度の収支黒字額を見込んで推計しました。

⑥地方債

投資的経費などの見込みを踏まえて推計しました。

⑦その他の歳入

今後の社会情勢が不透明なこともあり、過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しました。

(2) 歳出

①人件費

合併に伴う特別職、議会議員などの削減効果に併せ、一般行政職等については両市町の職員数見込みにより推計しました。

②扶助費

過去の実績推移や将来人口構成比を踏まえるとともに、岩舟町分の生活保護等に係る事務事業の増加経費分を見込み推計しました。

③公債費

これまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を見込み推計しました。

④物件費

過去の実績推移を踏まえるとともに、事務運営の効率化を図り対前年１％の削減を見込み推計しました。

⑤維持補修費

概ね現状維持で推移するものと推計しました。

⑥補助費等

合併による行財政の効率化により対前年１％の削減を見込み推計しました。

⑦繰出金

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

⑧投資的経費

事業費の抑制に努め、両市町の財政見通し及び特殊要因を踏まえて推計しました。

⑨その他の歳出

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

3 財政計画（推計）

（１）歳入

（単位：百万円）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
地 方 税	20,151	19,120	19,063	19,005	18,391	18,333	18,276	17,683	17,613	17,544
地方譲与税 ・ 交付金	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148	3,148
地方交付税	10,545	10,942	10,687	11,268	11,454	11,698	11,529	10,818	11,239	11,288
分担金・負担金	349	349	349	349	349	349	349	349	349	349
使用料・手数料	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
国庫支出金	7,060	7,153	7,068	7,143	7,223	7,249	7,224	7,144	7,233	7,323
県 支 出 金	4,581	4,504	4,428	4,423	4,418	4,414	4,410	4,404	4,399	4,395
財産収入・寄 付金・諸収入	3,820	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
繰 入 金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繰 越 金	1,313	1,939	1,710	989	1,698	1,943	1,648	1,273	568	585
地 方 債	6,882	6,605	7,945	5,695	5,735	5,695	5,614	5,492	5,492	5,402
歳 入 合 計	59,907	59,628	60,266	57,888	58,284	58,697	58,066	56,179	55,909	55,902

（２）歳出

（単位：百万円）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
人 件 費	10,656	10,568	10,532	10,385	10,371	10,356	10,349	10,349	10,349	10,334
扶 助 費	9,626	9,726	9,737	9,749	9,761	9,772	9,784	9,702	9,621	9,540
公 債 費	6,516	6,901	7,169	7,035	6,910	7,305	7,520	7,775	8,039	8,131
物 件 費	9,071	8,980	8,890	8,801	8,713	8,626	8,540	8,454	8,370	8,286
維持補修費	229	229	229	229	229	229	229	229	229	229
補 助 費 等	3,526	3,491	3,456	3,421	3,387	3,353	3,320	3,286	3,254	3,221
繰 出 金	6,850	6,881	6,898	6,879	6,850	6,824	6,807	6,807	6,807	6,807
積 立 金	656	969	855	494	849	972	824	637	284	292
投資・出資 金・貸付金	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771	2,771
投資の経費	8,068	7,402	8,740	6,426	6,500	6,841	6,649	5,601	5,600	5,500
歳 出 合 計	57,969	57,918	59,277	56,190	56,341	57,049	56,793	55,611	55,324	55,111

収 支 差 引	1,939	1,710	989	1,698	1,943	1,648	1,273	568	585	790
---------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----

◆用語解説

ページ	用 語	解 説
第1章 序論		
P.1	日光例幣使 ^{れいへいし}	朝廷から毎年日光東照宮へ幣束を奉納するために参向した勅使のことで、正保3年(1646)4月に奉幣し、翌年に奉幣使が下向して宣命を読んだことがはじまりとされ、以降、慶応3年(1867)までの221年間、1回の中止もなく継続された。
	生活圏	通勤、通学、買い物などの住民の日常生活における圏域のことを示すが、このほか、公共施設の適正配置を行うまちづくり等の計画圏としての捉え方もある。
P.2	生産年齢人口	一般に15～64歳までの年齢人口をいう。
第2章 新市の姿		
P.8	国府 ^{こくふ}	奈良時代から平安時代の律令制下において、国司が政務を執る施設として置かれた国庁とその周りの役所群、都市域のこと。
	河岸 ^{かし}	河川や運河、湖、沼の岸にできた港や船着場のことで、本地域の河岸は、渡良瀬川、巴波川を利用した江戸との交易における荷揚げと荷降しを行う物資の集積地となった場所である。
	県令	明治時代初期の県知事のこと。現在の県知事とは異なり、当時は、中央政府から派遣された地方官としての位置づけであった。
P.21	普通会計	個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上において統一的に用いられる会計区分で、公営事業会計を除く残りの会計をまとめたもので、一般会計に近いもの。(公営事業会計＝上・下水道、国民健康保険、介護保険、老人保健、農業集落排水など)
	地方債残高	地方自治体が道路整備や公共施設の整備など主に建設事業の財源を調達するために、政府資金あるいは銀行などから必要な資金を国の同意を得て借り入れる長期的借入金の現在高。
P.23	コーホート法	同年(同期間)に出生した集団ごとの出生率や死亡率などを計測し、その変化率から将来の人口を予測する方法。
P.23	トレンド推計	過去の動態(トレンド)が将来とも同じように推移するという考え方により、過去の経年データから統計的に解析し、将来を予測する方法。
第4章 新市の基本方針		
P.30	低成長社会	実質経済成長率が低い水準にとどまる社会をいう。
P.32	循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会をいう。
P.36	生物多様性	生物界にはいろいろなタイプの自然があり、その中で多種多様な動植物がそれぞれ千差万別な違いを持って生息・生育している環境が維持されていること。
P.40	NPO(Non Profit Organization)	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
第5章 新市の施策		
P.45	EV・PHV車	EVとはElectric Vehicleの略で電動モーターを駆動させて走る「電気自動車」のこと。PHVとはPlug-in Hybrid Vehicleの略で、電気自動車とガソリンエンジンとモーターを併用するハイブリッド自動車の長所を併せ持ち、外部電源から充電できる「プラグインハイブリッド自動車」のこと。
P.47	デマンドタクシー	電話などで予約した利用者の自宅や指定する場所を順次まわりながら利用者を乗車させ、それぞれの目的地などで降車させるなど、利用者の多様な需要(デマンド)に合わせた交通システムを利用したタクシーをいう。
P.49	災害時における要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいう。 具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者をはじめ日常的には健常

ページ	用 語	解 説
		者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人が挙げられる。
	常備消防	市町村は、消防の責任を果たすため、消防組織法に基づき、消防本部、消防署、消防団を設置しなければならないとされており、常備消防とは消防本部と消防署をいう。なお、消防団は非常備消防とされる。
P.50	中核病院	高度に専門的な知識や経験が要求されるなど、実施に困難を伴う治験・臨床研究を計画・実施できる専門部門及びスタッフを有し、基盤が整備された病院をいう。
	初期救急医療	軽いけが、かぜ、子供の軽症の熱発などの入院の必要がない初期救急患者（一次救急患者）に対する休日・夜間の時間外の医療をいう。 初期救急医療においては、患者を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する患者については、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う。 運営面では、在宅当番医制参加診療所、地方自治体の夜間・休日急病診療所などにより体制が整備されている。
	二次救急医療体制	入院治療を必要とする重症患者を診療すること。なお、三次救急医療は、二次救急医療で対応できない高度な集中治療を必要とする重篤な患者を診療すること。
	後期高齢者医療制度	これまでの老人保健制度に代わるものとして新たにつくられた独立した医療保険制度で、75歳以上の者（65歳以上で一定の障害があると認定を受けた者）は全員、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになっている。
P.53	グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
P.56	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
P.57	コミュニティビジネス	地域の住民が主体となり、地域の人材、ノウハウ、施設、資金などの資源を活かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、新たなビジネスチャンスや雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出すとともに、地域コミュニティの活性化や生活環境の向上に寄与するものと期待されている。
P.62	統合型地図情報	地方自治体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（例えば道路、街区、建物、河川など）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。 また、これらを活用し、公共施設や災害時の避難所マップなどを作成し、住民への情報提供を行う取組も進められている。
	パブリックコメント制度	市の基本的な施策を決定する過程において、その案を広く住民に公表し、寄せられた住民からの意見など及びこれに対する市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して最終案を決定していく一連の手続きをいう。
	受益者負担	特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。
	隣保館	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うために、市町村が設置する施設。
第6章 新市における栃木県事業の推進		
P.63	コリドールネットワーク	コリドールとは「回廊」のこと。栃木県が、「とちぎ元気プラン」の中で提唱している用語で、「地域間の交流・連携の基盤」を意味する。 コリドールネットワークとは、3つのコリドール（センターコリドール、オーシャンコリドール、スカイコリドール）と3つのサブコリドールから構成され、これらのコリドールが栃木県内で縦横にネットワークを形成することにより、県内の各地域の交流・連携が図られ、さらに全国との結びつきの基盤となる。

ページ	用語	解説
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどからETCを搭載した車両のみが乗り降り可能なインターチェンジのこと。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで設置できるなどのメリットがある。
第7章 公共施設の統合・整備		
P.65	ファシリティマネジメント	行政が保有、賃借する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動のこと。
	指定管理者制度	公共施設の管理委託先について、公的主体に限定していた管理委託制度にかわり新たに導入された制度。NPOや株式会社などの民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公共施設の管理を行うことができるものとなっている。
	PFI (Private Finance Initiative)	公共施設の建設・維持管理・運営などを民間部門(プライベート)の持つ経営ノウハウや資金(ファイナンス)を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法のこと。
第8章 財政計画		
P.66	地方税	租税のうち、市町村民税(個人・法人)、固定資産税、たばこ税など、地方税法により、地方自治体が課税権の主体となる税のこと。
	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額から、地方自治体とその財政的な基盤によらず、等しく行うべき事務を遂行できるよう調整する目的で、一定の基準により国が交付する税のこと。
	国庫支出金	地方自治体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと で、総称して国庫支出金と呼ばれている。 国庫支出金には、国が地方自治体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が地方自治体に対する援助として交付する国庫補助金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の3区分がある。
	県支出金	国庫支出金とおおむね同じであり、県が特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するもの。
	繰入金	一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動。基金の取り崩しなど。
	地方債	道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期に亘り借り入れる資金のこと。 道路や公共の建物などは、将来に亘って、住民の利用に供されることから、世代間の公平性の視点により、地方債を財源とすることができるとされている。
	地方債	道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期に亘り借り入れる資金のこと。 道路や公共の建物などは、将来に亘って、住民の利用に供されることから、世代間の公平性の視点により、地方債を財源とすることができるとされている。
P.67	人件費	議員報酬、各種委員報酬、職員給与など。
	扶助費	生活保護法・児童保護法・老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用など。
	公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方自治体が支出する消費的性質の経費の総称。
	維持補修費	地方自治体が管理する公共用施設などの効用を保全するための経費。
	補助費等	様々な団体への補助金、負担金、報償費など。
	繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計などに対し、建設費、事務費などの補助のため支出されるものをいう。
P.68	地方譲与税・交付金	自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税などの国税として徴収され、それが法令に定める配分基準によって交付金として地方自治体に譲与されるもの。
	分担金・負担金	市町村が行う特定の事業の財源として、土地改良事業分担金、受益者負担金、原因者負担金、損害負担金など、その事業により利益を受ける個人や団体からその受益の限度において徴収する費用のこと。
	使用料・手数料	使用料は、保育所の保育料、葬儀使用料、住宅使用料(市営住宅の家賃)など、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者から徴収す

ページ	用 語	解 説
		る料金のこと。 手数料は、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料など、地方自治体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として徴収する料金のこと。
	財産収入	市町村有地の貸付料、株券、其他有価証券の配当など、行政財産を除く公有財産の貸付け、私権設定、出資、交換又は売却などによって生じた収入のこと。
	諸収入	延滞金・加算金、過料、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入など、その性格により、いずれの収入科目にも組み入れることのできない収入のこと。
	積立金	特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金などに対する経費。
	投資・出資金	国債・地方債を取得し公財産を有効に運用する場合、公益上の必要性の見地から会社の株式を取得し又は新たに共同して株主となる場合の利殖を図る目的などで投資をするに要する経費。
	貸付金	地方自治体が直接あるいは間接に、地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付を行う場合に計上される経費。
	投資的経費	道路の整備、学校や公営住宅の建設などの普通建設事業費及び災害復旧事業費など。

栃木市・岩舟町合併協議会

〒329-4492

栃木市大平町富田 5 5 8 大平総合支所 2 階

TEL 0282-43-9203 FAX 0282-43-8818